

令和2年2月市議会 建設水道委員会資料

第9号議案 令和2年度長崎市一般会計予算

目次	ページ
・まちづくり部予算一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	1
[7款 商工費 1項 商工費]	
4目 観光費	
・【補助】都市構造再編事業費 夜間景観整備・・・・・・・・	2～15
[8款 土木費 1項 土木管理費]	
1目 土木総務費	
・地籍調査費・・・・・・・・・・・・・・・・	16～19
[8款 土木費 4項 港湾費]	
1目 港湾管理費	
・【単独】港湾施設整備事業費 長浦町浮棧橋・・・・・・・・	20～23
・【単独】港湾施設整備事業費 形上海岸海洋スポーツ支援広場・・・・・・・・	24～29
2目 県施行事業費負担金	
・港湾費負担金 港湾事業費・・・・・・・・	30～42
[8款 土木費 5項 都市計画費]	
1目 都市計画総務費	
・国土基本図作成費・・・・・・・・	43～47
・まちなか再生推進費・・・・・・・・	48～56
・歴史的風致維持向上推進費・・・・・・・・	57～77

(⇒次ページへ)

まちづくり部
令和2年2月

(⇒つづき)

・地域公共交通検討調査費	78~79
・路線バス運行対策費	80~83
・離島航路維持対策費	84~86
・公共交通空白地域対策費	87~93
・コミュニティバス運行費	94~104
・景観推進費	105~107
・【単独】新幹線整備推進事業費	
九州新幹線西九州ルート建設事業費負担金	108~122

2目 都市開発費

・長崎駅周辺エリアデザイン検討費	123~126
・【補助】市街地再開発事業費 新大工町地区	127~129
・【補助】市街地再開発事業費 新大工歩道橋	130~131
・【補助】土地区画整理事業費 長崎駅周辺地区（予算補助）	132~139
・【単独】土地区画整理事業費 長崎駅周辺地区	132~139
・【補助】都市基盤施設整備事業費 東長崎地区	140~145
・【単独】都市基盤施設整備事業費 東長崎地区	140~145
・【単独】土地区画整理事業費 東長崎平間・東地区	146~148

3目 街路事業費

・【補助】都市構造再編事業費 長崎駅東通り線	149~150
・【単独】都市計画街路整備事業費 長崎駅中央通り線	151~152

7目 県施行事業費負担金

・都市計画費負担金 JR長崎本線連続立体交差事業費	153~154
---------------------------	---------

まちづくり部
令和2年2月

まちづくり部予算一覧

単位:千円

款	項	目	令和2年度①	令和元年度②	増減①-②	行番号		
02	01	総務管理費	07	企画費	3,342	2,894	448	1
		総務管理費 集計		3,342	2,894	448	2	
	03	戸籍住民 基本台帳費	02	住居表示費	3,203	2,757	446	3
		戸籍住民基本台帳費 集計		3,203	2,757	446	4	
	総務費 集計			6,545	5,651	894	5	
07	01	商工費	04	観光費	34,886	174,605	▲ 139,719	6
		商工費 集計		34,886	174,605	▲ 139,719	7	
	商工費 集計			34,886	174,605	▲ 139,719	8	
08	01	土木管理費	01	土木総務費	178,844	171,675	7,169	9
		土木管理費 集計		178,844	171,675	7,169	10	
	04	港湾費	01	港湾管理費	61,029	17,762	43,267	11
			02	県施行事業費 負担金	539,274	467,502	71,772	12
		港湾費 集計		600,303	485,264	115,039	13	
	05	都市計画費	01	都市計画総務費	1,278,170	714,831	563,339	14
			02	都市開発費	4,855,846	3,560,473	1,295,373	15
			03	街路事業費	53,200	112,800	▲ 59,600	16
			07	県施行事業費 負担金	1,261,010	2,293,123	▲ 1,032,113	17
	都市計画費 集計			7,448,226	6,681,227	766,999	18	
土木費 集計			8,227,373	7,338,166	889,207	19		
10	06	社会教育費	03	文化財保護費	0	948	▲ 948	20
		社会教育費 集計		0	948	▲ 948	21	
	教育費 集計			0	948	▲ 948	22	
			8,268,804	7,519,370	749,434	23		

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
236～ 237	7 商工費	1 商工費	4 観光費	12-1	【補助】都市構造再編事業費 夜間景観整備	千円 30,300

1 事業概要

夜景の更なる魅力向上を図るため、平成29年5月に策定した「環長崎港夜間景観向上基本計画」に基づき、夜のまち歩きを楽しむための「中・近景の夜間景観づくり」や視点場から見る夜景の魅力を高めるための「遠景の夜景みがき」の夜間景観整備を行う。

【総事業費】303,000千円

【事業期間】令和2年度～令和7年度

(※平成29年度～令和元年度 【補助】景観まちづくり刷新事業 696,000千円)

2 令和2年度事業内容

東山手・南山手エリア及び中島川・寺町エリア、館内・新地エリアにおいて、地域のランドマーク施設のライトアップとそれらをつなぐ回遊路の街路灯等の整備を行う。

【主な事業】

- ・夜間景観整備工事（東山手・南山手、中島川・寺町エリア） 21,000千円
- ・夜間景観整備実施設計（館内・新地エリア） 5,000千円
- ・設計・工事監修業務（実証実験・照明器具監修等） 3,000千円

(1) 夜間景観整備工事

ア 東山手・南山手エリア

(ア) 整備予定箇所

- ・回遊路（街路灯）・・・ 伊勢町大浦町線

(イ) 位置図

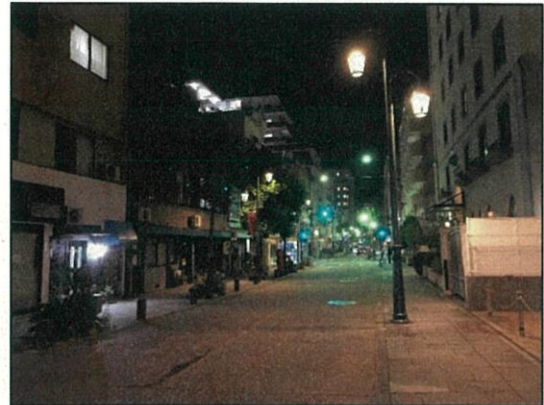


(ウ) 整備イメージ



整備前（伊勢町大浦町線）

「眩しさに邪魔され、周囲の風景が色あせてしまっている」



整備イメージ（整備済み箇所）

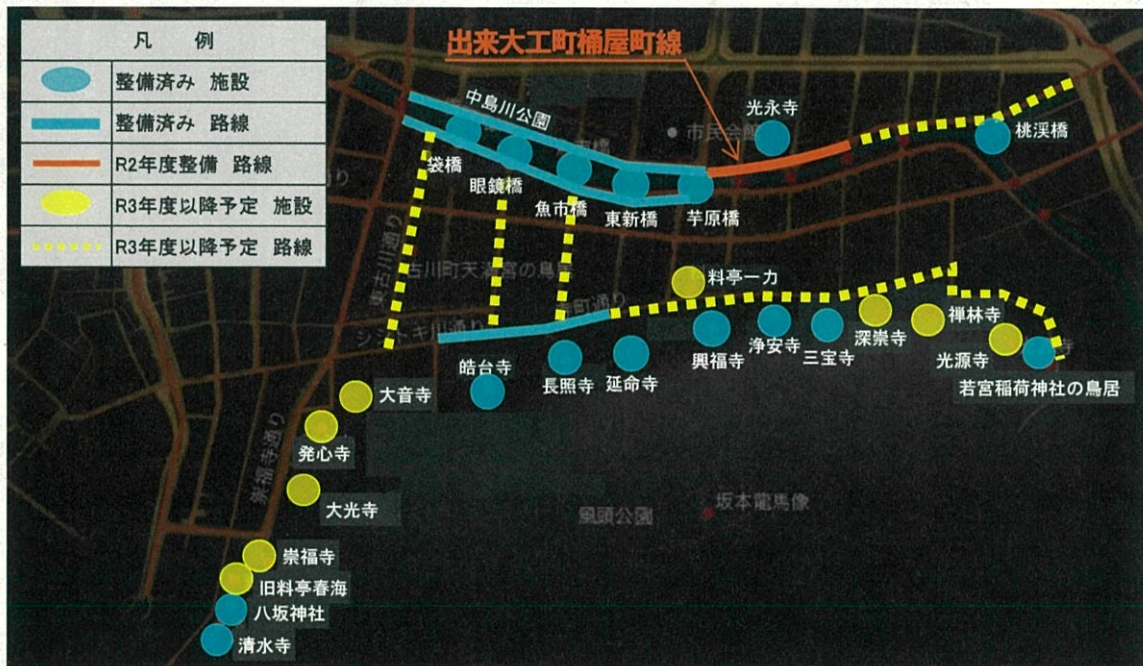
「眩しさが抑えられた穏やかな光で街並みが彩られている」

イ 中島川・寺町エリア

(ア) 整備予定箇所

- ・ 回遊路（街路灯）・・・ 出来大工町桶屋町線

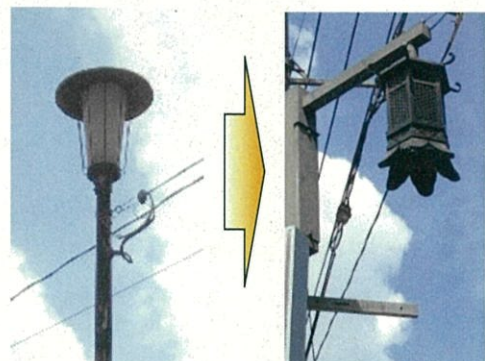
(イ) 位置図



(ウ) 整備イメージ



整備前（出来大工町桶屋町線）



街路灯デザイン（寺町通りと同様）

(2) 夜間景観整備実施設計

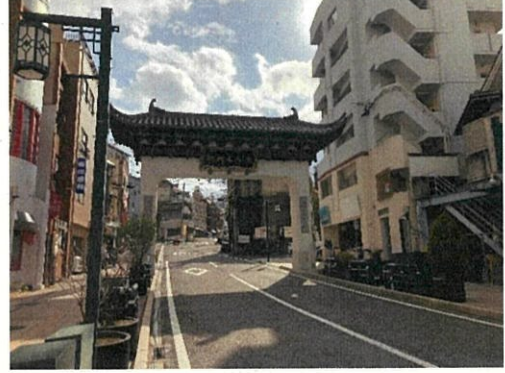
ア 館内・新地エリア

(ア) 実施設計予定箇所

- ・唐人屋敷誘導門、唐人屋敷大門、福建会館、湊公園中華門



唐人屋敷 誘導門



唐人屋敷 大門



福建会館



湊公園 中華門



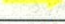
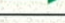
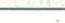
(イ) 位置図



3 スケジュール（予定）

※事業スケジュールは、国の補助メニューの変更や補助金の内示額等により変更となる可能性があります。

	事業箇所	令和2年度			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		4月	7月	10月	1月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月
中・近景	1 平和公園エリア													
	2 出島エリア 1施設(観光丸) 2路線(出島周辺の動線)													
	3 西坂・諏訪の森エリア 4施設(聖福寺など)													
	4 中島川・寺町エリア 9施設(崇福寺など) 6路線(寺町通りなどの動線)	工事			工事									
	5 丸山エリア (春雨通りエリア一部含む) 1施設(中の茶屋) 7路線(料亭青柳周辺の動線)													
	6 館内・新地エリア 4施設(福建会館など) 3路線(福建会館周辺の動線)				実施設計									
	7 東山手・南山手エリア 12施設(旧英国領事館など) 7路線(どんどん坂などの動線)				工事									
	8 その他のエリア 2施設(小野原本店など)													
遠景	1 斜面市街地 街路灯	工事												
	2 水際線													
監修	1 中・近景整備監修 設計・工事のデザイン監修													
	2 遠景演出監修 演出デザインの監修													

凡 例	
	R1年度繰越 景観まちづくり刷新事業
	R2年度 都市構造再編事業(まちなか地区第2期)
	都市構造再編事業(まちなか地区第2期)
	都市再生整備計画事業(歴史的風致)
	都市構造再編事業(まちなか地区第3期)

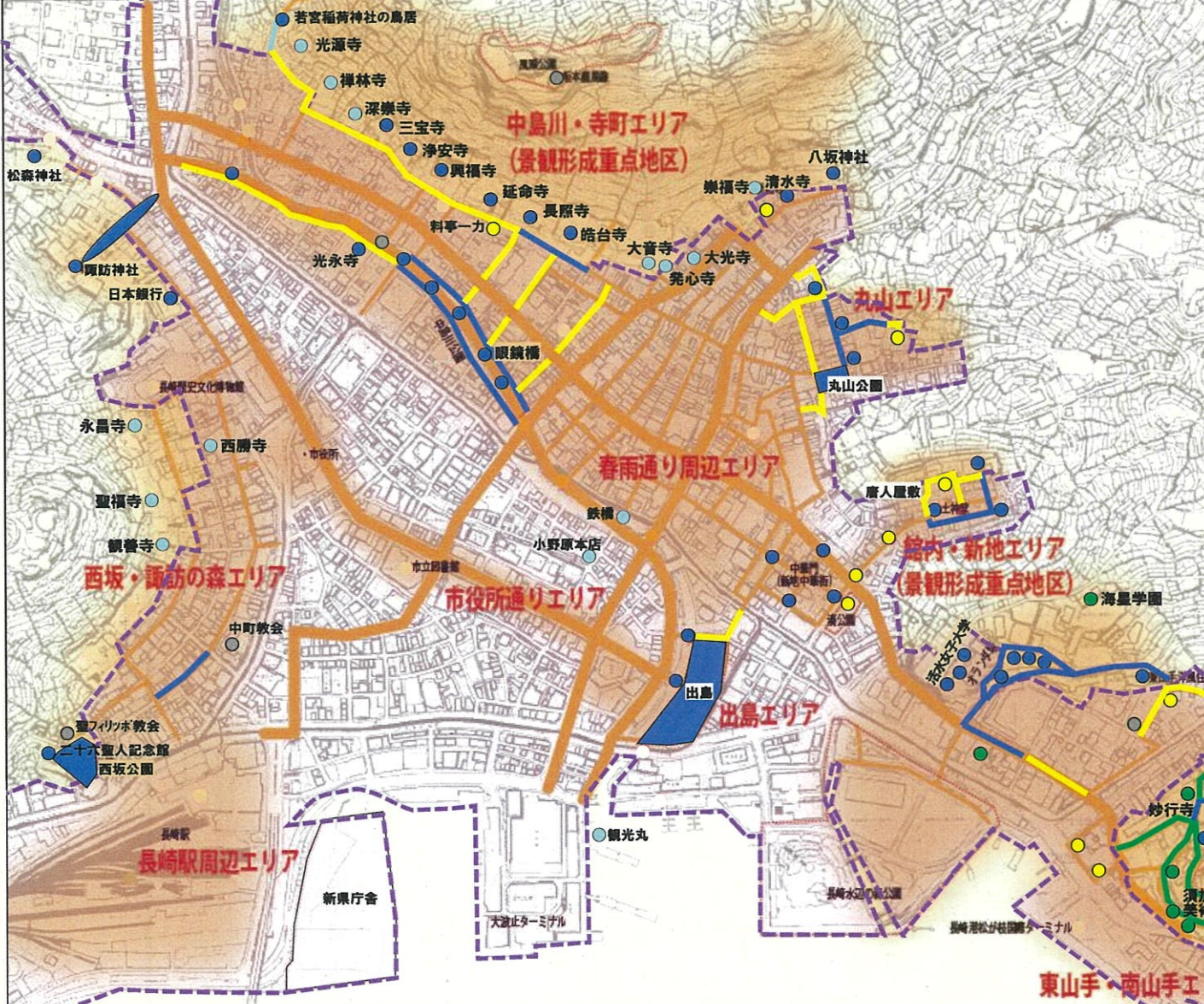
4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
30,300	13,000	—	12,800	—	4,500

※1 国庫補助率 5.0/10

※2 公共事業等債 充当率90% (設計・工事監修業務は対象外) (交付税措置率22.2%)

夜間景観整備 全体計画 (予定)



- : 既設ライトアップ施設(7施設)
- : 景観まちづくり刷新事業(H29~R1) 50施設、15路線
- : 都市再生整備計画事業(歴史的風致:R3~R5) 9施設、5路線
- : 都市構造再編事業(まちなか地区第2期:R2~R4) 10施設、19路線
- : 都市構造再編事業(まちなか地区第3期:R5~R7) 14施設、2路線
- : 立地適正化計画による都市機能誘導区域

夜間景観整備 全体計画（予定）

※事業スケジュールは、国の補助メニューの変更や補助金の内示額等により変更となる可能性があります。

※民間施設のライトアップは、施設所有者の意向により変更となる可能性があります。

令和2年2月時点

エリア名	景観まちづくり刷新事業 (H29~R1)		都市構造再編事業 まちなか地区(第2期) (R2~R4)		都市再生整備計画事業 歴史的風致(東山手・南山手) (R3~R5)		都市構造再編事業 まちなか地区(第3期) (R5~R7)	
	施設ライトアップ	街路灯	施設ライトアップ	街路灯	施設ライトアップ	街路灯	施設ライトアップ	街路灯
平和公園	【公共】 ・平和公園 ・平和会館 ・原爆資料館 ・山里小学校	—	—	—	—	—	—	—
出島	【公共】 ・出島表門及び石倉 ・旧出島神学校 ・出島白壁 ・旧内外クラブ記念館 ・出島橋	—	—	・出島町籠町1号線 ・出島町江戸町1号線	—	—	—	—
西坂 ・ 諏訪の森	【公共】 ・西坂公園 (二十六聖人殉教碑)	・大黒町上町2号線	—	—	—	—	【民間】 ・観光丸	—
	【民間】 ・二十六聖人記念館 ・諏訪神社 ・松森神社 ・日本銀行長崎支店						【民間】 ・西勝寺 ・永昌寺 ・聖福寺 ・観音寺	
中島川 ・ 寺町	【公共】 ・中島川公園 ・石橋群6橋 (眼鏡橋、袋橋、魚市橋、東新橋、羊原橋、桃溪橋)	・浜町伊勢町線 (寺町通り)	—	【民間】 ・料亭一力 ・旧料亭春海	・浜町伊勢町線 (寺町通り) ・出来大工町桶屋町線 ・鍛冶屋町古川町1号線 ・魚の町諏訪町1号線 ・諏訪町魚の町1号線	—	—	・伊良林矢の平1号線
	【民間】 ・寺社群7寺 (陸台寺、長照寺、延命寺、興福寺、浄安寺、三宝寺、光永寺) ・清水寺 ・八坂神社 ・若宮福荷神社の鳥居							
丸山	【公共】 ・丸山公園	・寄合町丸山町1号線 ・丸山町2号線	—	【民間】 ・中の茶屋	・本石灰町4号線 ・本石灰町丸山町1号線 ・中小島丸山町1号線 ・東小島丸山町1号線 ・中小島11号線 ・寄合町中小島1号線 ・寄合町籠町1号線	—	—	—
	【民間】 ・史跡料亭花月 ・料亭青柳 ・長崎検査番							
館内 ・ 新地	【公共】 ・土神堂 ・天后堂 ・観音堂	・西小島館内町1号線 (館内中通り)	【公共】 ・唐人屋敷誘導門 ・唐人屋敷大門 ・湊公園中華門	【民間】 ・福建会馆	・西小島館内町1号線 (福建会馆側) ・館内町6号線 ・館内町8号線	—	—	—
	【民間】 ・中華門(4門)							
東山手 ・ 南山手	【公共】 ・東山手甲十三番館 ・東山手十二番館 ・東山手洋風住宅群 7棟(A~G棟) ・南山手レストハウス ・大浦展望公園	・東山手町2号線 (オランダ坂:活水下) ・大浦町下町1号線 (オランダ坂) ・東山手町西小島1号線 (ラッセル記念館上) ・伊勢町大浦町線 (オランダ通り)	【公共】 ・旧長崎税関下り松派出所 ・旧香港上海銀行長崎支店記念館	【民間】 ・長崎教会	・伊勢町大浦町線 (オランダ通り) ・下町大浦町1号線	【公共】 ・旧英国領事館 ・南山手地区町並み 保存センター ・須加五々道美術館 ・紅葉別館	相生町出雲1号線 ・松が枝町南山手町線 ・南山手町1号線 ・小曾根町南山手町1号線 (コンスイ坂) ・南山手町4号線 (とんどん坂)	—
	【民間】 ・活水女子大学 (本館、2号館) ・活水女子大学 (1号館) ・十二番校舎 ・ラッセル記念館 ・大浦天主堂 ・旧長崎大司教館							
春雨通り 周辺	—	—	—	—	—	—	—	【公共】 ・鉄橋
市役所 通り	—	—	—	—	—	—	—	【民間】 ・小野原本店
斜面 市街地	—	・演出照明(西坂) ・演出照明(風頭) ・演出照明(大谷) ・風頭公園	—	—	—	—	—	・演出照明
事業費	496,000千円 (50施設:公共26,民間24)	200,000千円 (15路線)	40,000千円 (10施設:公共5,民間5)	88,000千円 (19路線)	37,000千円 (9施設:公共4,民間5)	62,000千円 (5路線)	51,000千円 (14施設:公共1,民間13)	25,000千円 (2路線)
	696,000千円		128,000千円		99,000千円		76,000千円	
999,000千円【83施設(公共36,民間47)、41路線】								

既設ライトアップ施設(7施設) …… 公共(2施設):一覽橋、坂本龍馬像(風頭公園)、 民間(5施設):聖フィリッパ教会、カトリック中町教会、孔子廟、浦上天主堂、沖ノ島天主堂(馬込教会)

平和公園エリア

・・・ 平和公園(祈念像地区、中心地地区)、原爆資料館、平和会館、山里小学校



位置図



東山手・南山手エリア

・・・ 大浦天主堂、旧大司教館、活水女子大学本館ほか4棟、東山手十二番館、東山手甲十三番館、東山手洋風住宅群、南山手レストハウス、オランダ坂、オランダ通り、祈念坂 ほか



位置図

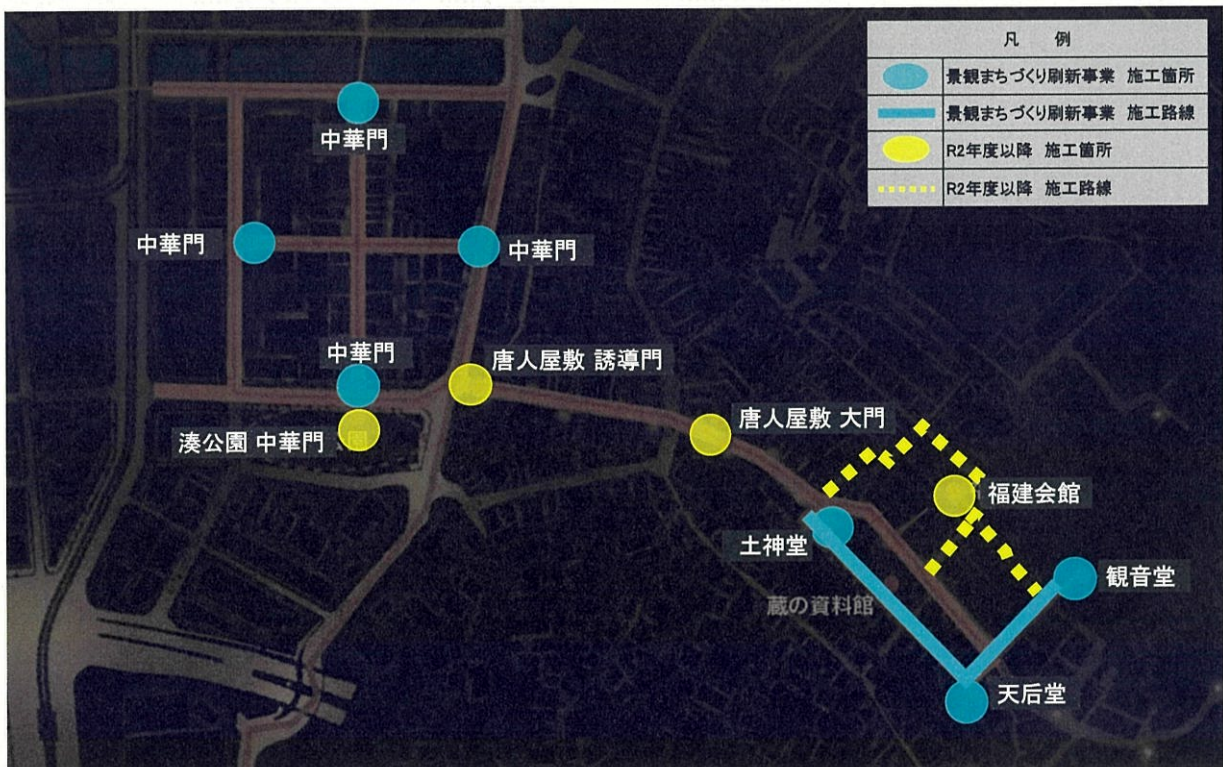


館内・新地エリア

・・・ 中華門、土神堂、天后堂、観音堂、唐人屋敷誘導門、唐人屋敷大門、福建会館、湊公園
中華門、館内町中通り ほか



位置図



西坂・諏訪の森エリア

・・・西坂公園、日本二十六聖人記念館、諏訪神社、松森神社、日本銀行長崎支店、大黒町上町2号線



位置図

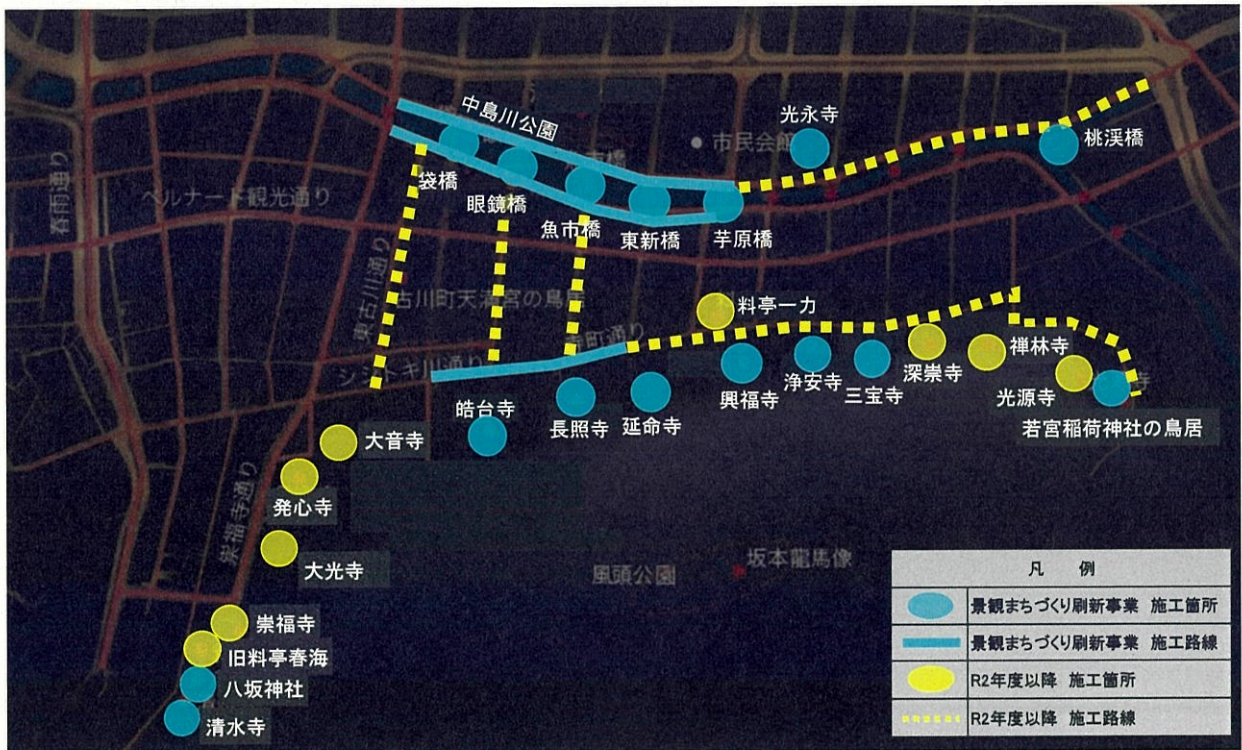


中島川・寺町エリア

- 中島川公園、石橋群6橋(眼鏡橋、袋橋、魚市橋、東新橋、芋原橋、桃谷橋)、
- 社寺群7寺(皓台寺、長照寺、延命寺、興福寺、浄安寺、三宝寺、光永寺)
- 浜町伊勢町線(寺町通り) ほか



位置図



丸山エリア

- 丸山公園、史跡料亭花月、長崎検番、料亭青柳、寄合町丸山町1号線、丸山町2号線 ほか



位置図



遠景の夜景みがき

長崎らしい星座や形を光で表現し、新たなみどころを加える演出照明の整備

・・・ 西坂・風頭の斜面地、大谷町周辺の斜面地



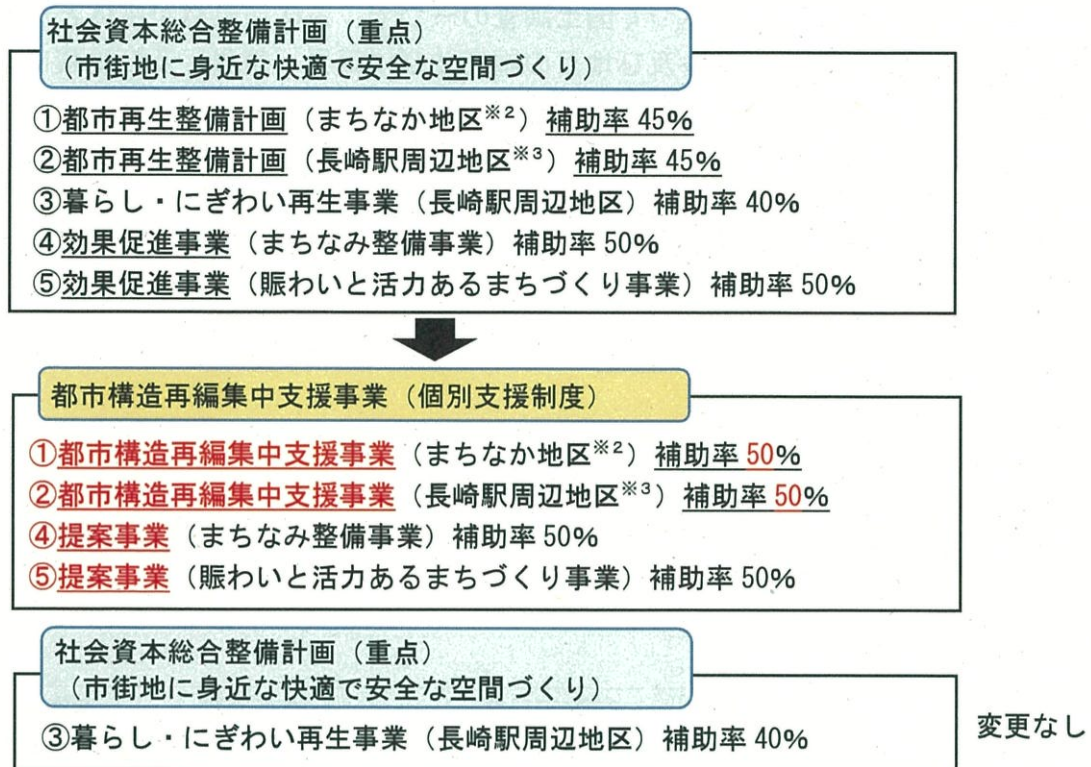
星座（ハト座）



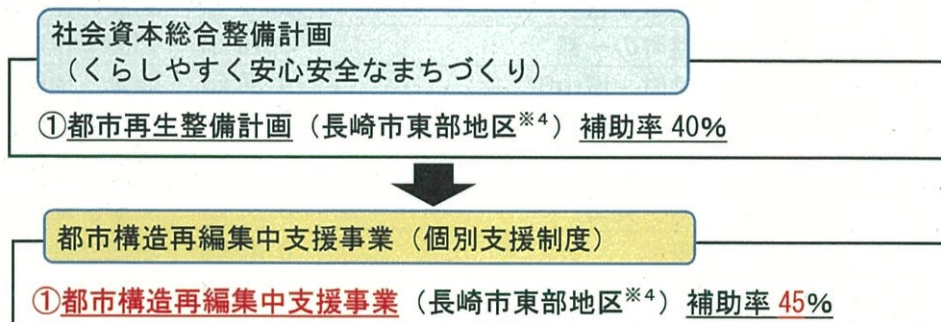
「都市再生整備計画事業」制度の再編等について

- ・国は、立地適正化計画に基づきまちづくりを進める自治体の取組み等に重点的に予算を配分するため、新たに「都市構造再編集中支援事業^{※1}」を創設
 - ・これを受け、長崎市も対象区域内の都市再生整備計画事業を同事業へ移行
- ※1 立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域内の事業対象

■都市再生整備計画（まちなか地区・長崎駅周辺地区）【都市機能誘導区域内】



■都市再生整備計画（長崎市東部地区）【居住誘導区域内】



※2：まちなか地区 令和2年度事業（予定）

- ・環長崎港夜間景観整備事業
- ・新大工歩道橋整備事業
- ・新庁舎周辺道路整備事業
- ・魚の町公園

※3：長崎駅周辺地区 令和2年度事業（予定）

- ・長崎駅東通り線
- ・交流拠点施設整備関連（イベントスペース、ペDESTリアンデッキ等）

※4：長崎市東部地区 令和2年度事業（予定）

- ・清藤公園
- ・事業効果分析調査

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
238～ 239	8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	3-1	地籍調査費	千円 178,844

1 事業概要

地籍調査は、国土調査法に基づく国土調査の一つで、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに筆界（境界）及び地積に関する測量を行い、地籍図及び地籍簿を作成するものである。

旧伊王島町、旧高島町を除く旧5町（香焼、三和、野母崎、外海、琴海）では既に調査を完了し、旧長崎市では平成22年度から調査に着手している。

なお、その成果は法務局へ送付され、これにより登記情報が書き改められることになる。

2 令和2年度事業内容

区分	事業費	備考
委託料	170,638千円	一筆地調査等業務委託
事務費	8,206千円	嘱託員人件費、旅費、印刷製本費、通信運搬費など
計	178,844千円	

【令和2年度調査予定箇所】

No.	地区名	町丁目名	調査面積	実施業務
①	元町外1地区	元町、日の出町	0.14 km ²	図面等作成、閲覧
②	高丘1丁目外1地区	高丘1丁目、高丘2丁目	0.13 km ²	図面等作成、閲覧
③	立山5丁目地区	立山5丁目	0.33 km ²	図面等作成、閲覧
④	浜平2丁目地区	浜平2丁目	0.22 km ²	図面等作成、閲覧
⑤	磯道町第1地区	磯道町の一部	0.15 km ²	図面等作成、閲覧
⑥	城栄町外1地区	城栄町、城山町	0.36 km ²	測量、地積測定
⑦	旭町外1地区	旭町、弁天町	0.16 km ²	測量、地積測定
⑧	飯香浦町第1地区	飯香浦町の一部	0.50 km ²	測量、地積測定
⑨	曙町外1地区	曙町、光町	0.27 km ²	測量、地積測定
⑩	淵町地区	淵町	0.46 km ²	現地立会
⑪	虹が丘町地区	虹が丘町	0.34 km ²	現地立会
⑫	立岩町地区	立岩町	1.04 km ²	現地立会
⑬	梁川町外1地区	梁川町、竹の久保町	0.27 km ²	説明会、現地立会
⑭	八景町外1地区	八景町、田上2丁目	0.24 km ²	説明会
⑮	青山町地区	青山町	0.37 km ²	説明会
⑯	大崎町第1外1地区	大崎町の一部、宮摺町の一部	0.51 km ²	説明会
⑰	南が丘町外1地区	南が丘町、南町	0.14 km ²	説明会
⑱	西山1丁目地区	西山1丁目	0.36 km ²	説明会
⑲	大浜町第1地区	大浜町の一部	0.21 km ²	説明会
合計		28町丁目	6.20 km ²	

(参考) 業務の内容

業務名	内 容
説 明 会	調査に先立って、土地の所有者等を対象に地籍調査の内容や必要性、作業工程等について説明会を実施する。
現地立会	土地の所有者立会のもと、一筆ごとの地番、地目及び土地の境界等を調査する（一筆地調査）。
測 量	国が設置した基準点等をもとに、現地立会で確認された土地の境界（筆界点）を測量し、正確な座標値を求める。
地積測定	測量の結果に基づいて、一筆ごとの土地の面積を測定する。
図面等作成、閲覧	調査結果を図面及び簿冊に取りまとめ、閲覧に供する。

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金 ^{※1}	地方債	その他	一般財源 ^{※2}
千円	千円	千円	千円	千円	千円
178,844	—	130,425	—	9	48,410

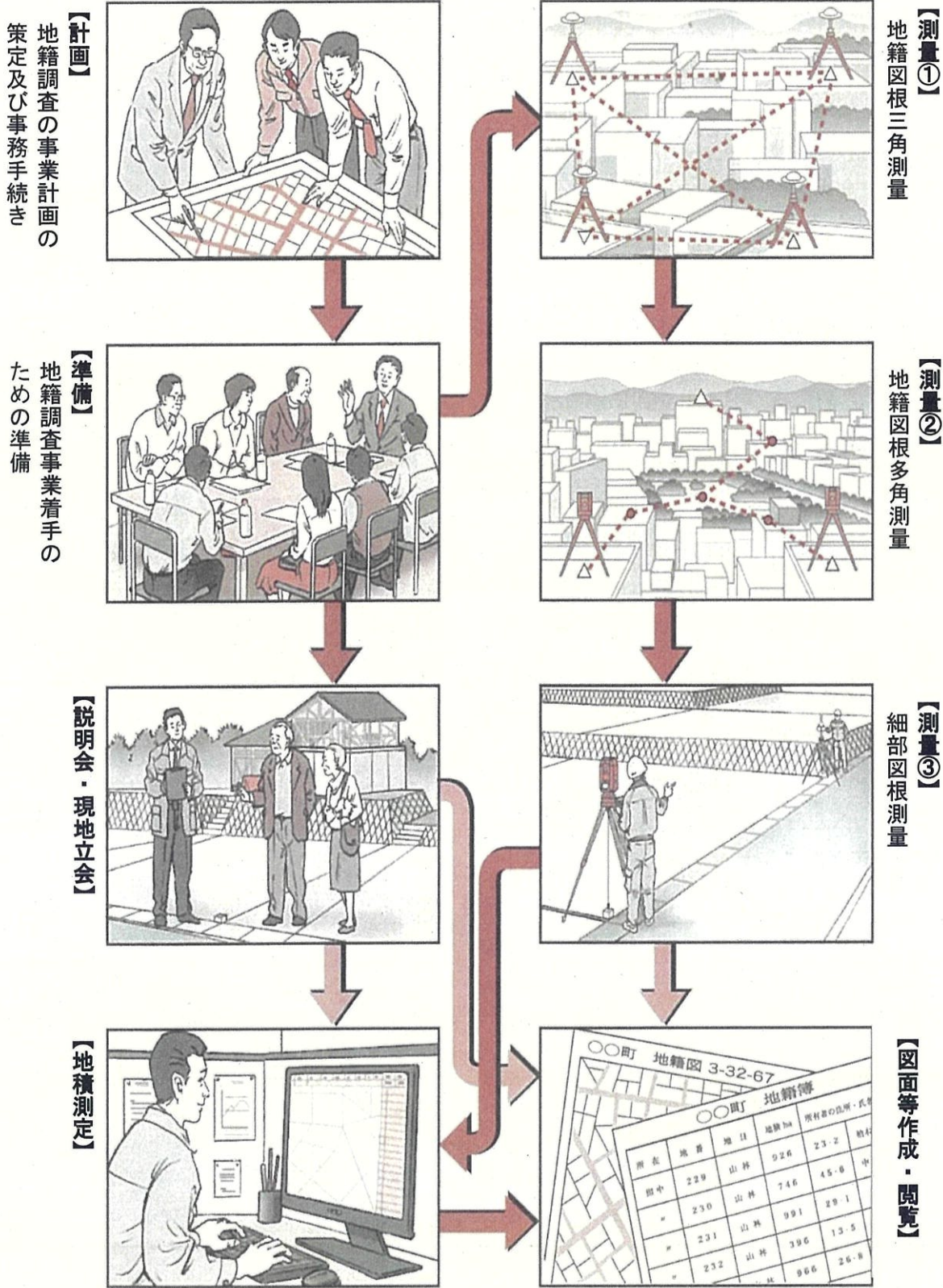
※1：事業費（補助対象外経費を除いた173,900千円）の3/4

※2：一般財源については補助対象経費の4/5が「特別交付税」で措置される

4 実施状況（令和元年度末見込み）

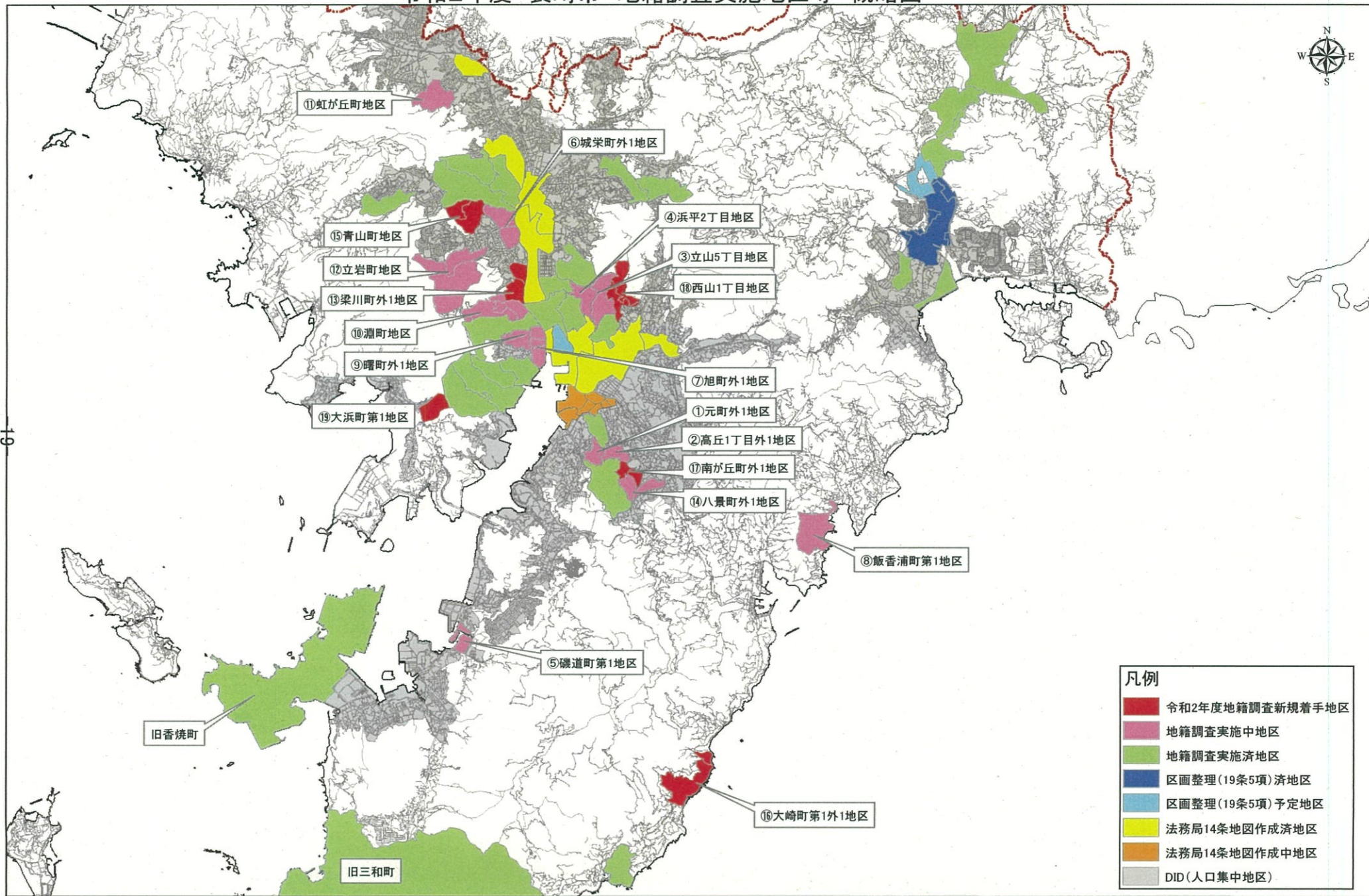
調査地域	調査対象面積	調査済面積	進捗率
長崎市全域	388.09 km ²	162.53 km ²	41.88%
・旧長崎市	233.80 km ²	11.76 km ²	5.03%
・市街化区域	52.04 km ²	11.34 km ²	21.79%
・人口集中地区(DID)	35.96 km ²	9.02 km ²	25.08%

地籍調査の作業手順



「第2版 絵で見る地籍測量」より引用

令和2年度 長崎市 地籍調査実施地区等 概略図



- 凡例**
- 令和2年度地籍調査新規着手地区
 - 地籍調査実施中地区
 - 地籍調査実施済地区
 - 区画整理(19条5項)済地区
 - 区画整理(19条5項)予定地区
 - 法務局14条地図作成済地区
 - 法務局14条地図作成中地区
 - DID(人口集中地区)

0 1,250 2,500 5,000 7,500 10,000 メートル

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
250～ 251	8 土木費	4 港湾費	1 港湾管理費	5-1	【単独】港湾施設整備 事業費 長浦町浮棧橋	千円 6,000

1 事業概要

長浦町に位置する長浦町浮棧橋は、修学旅行生を対象とした体験ペーロンの発着場所として、また、小口地区住民の船による移動時の停泊場所として利用されている。

しかしながら、設置後 28 年が経過し、施設の老朽化が著しく安全性にも懸念があり、さらには、地元からも改修の要望を受けていることから、施設の改修に向けた検討・調査を行うものである。

(1) 施設概要

- ・所在地：長崎市長浦町 2751 番地先
- ・設置日：平成 3 年 3 月
- ・設置者：イーピーエス協同組合

※平成 9 年 4 月 1 日に旧琴海町が無償譲渡を受け、その後、合併により長崎市が引き継ぐ

(2) 施設利用者

- ・琴海地区ペーロン協会（体験ペーロン：年間 20 回程度）
- ・周辺住民（小口地区民の交通手段として）

2 令和 2 年度事業内容

(1) 予算内訳

ア 委託料

補修設計業務委託 6,000 千円

〔委託内容〕

長浦町浮棧橋の改修に伴う調査・設計

- ・浮棧橋の経年劣化による変状調査
- ・浮棧橋の改修方法等の検討・設計

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ^{※1}	その他	一般財源
千円 6,000	千円 —	千円 —	千円 5,700	千円 —	千円 300

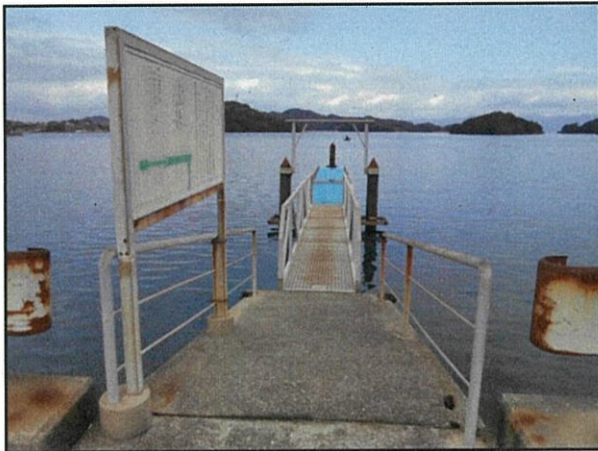
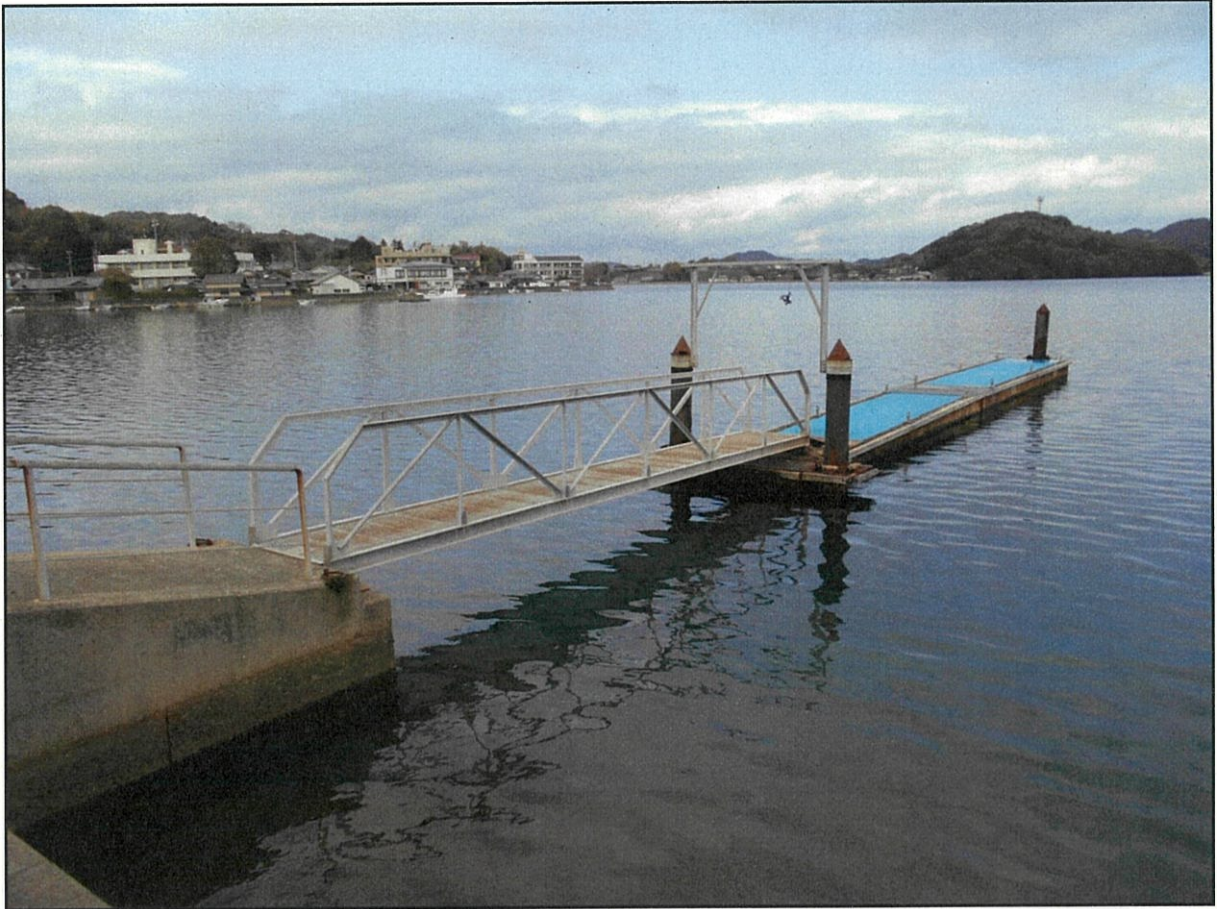
※ 1：起債充当率 95%（合併特例債）（交付税措置率 70%）

4 位置図

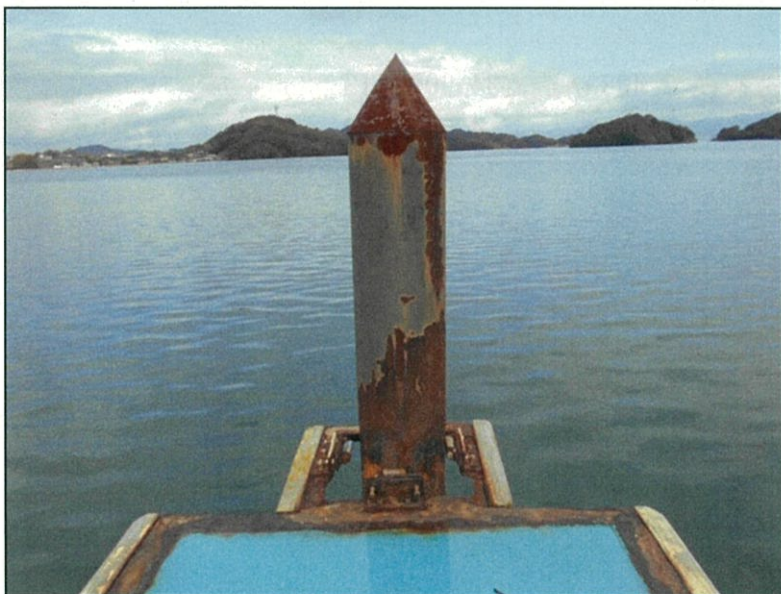


5 現況写真

浮棧橋全景



老朽化の状況



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
250～ 251	8 土木費	4 港湾費	1 港湾管理費	5-2	【単独】港湾施設整備 事業費 形上海岸海洋スポーツ支援広場	千円 39,000

1 事業概要

形上湾（琴海地区）は、県内唯一の公認ボートコースがあり、国体の九州ブロック大会や県高等学校総合体育大会、県民体育大会など各種ボート競技が開催されており、海洋スポーツの拠点となっている。また、市町村建設計画（平成17年2月）においても「湾の活用」が位置づけられている。

そのため、同湾の強みを活かし活用を図るため、永続的にボート競技が開催され、また、同湾一帯を海洋スポーツの拠点として、ボート競技の普及・振興につなげていくために、円滑な大会運営を支援するための広場機能が必要であるので、形上海岸（琴海大平町）の背後地に本部席や観覧場所などとして利用可能な広場を整備する。

(1) 取得面積

A=3,423 m²（約104m×約33m）〔長崎市琴海大平町 地権者：8名、10筆〕

(2) 取得目的

・海洋スポーツの拠点として、ボート競技の円滑な運営を支援する広場を整備する。

(3) 総事業費

41,100 千円

〔令和元年度：用地測量、鑑定評価など	2,100 千円
〔令和2年度：用地購入、整地工事	39,000 千円

2 令和2年度事業内容

(1) 予算内訳

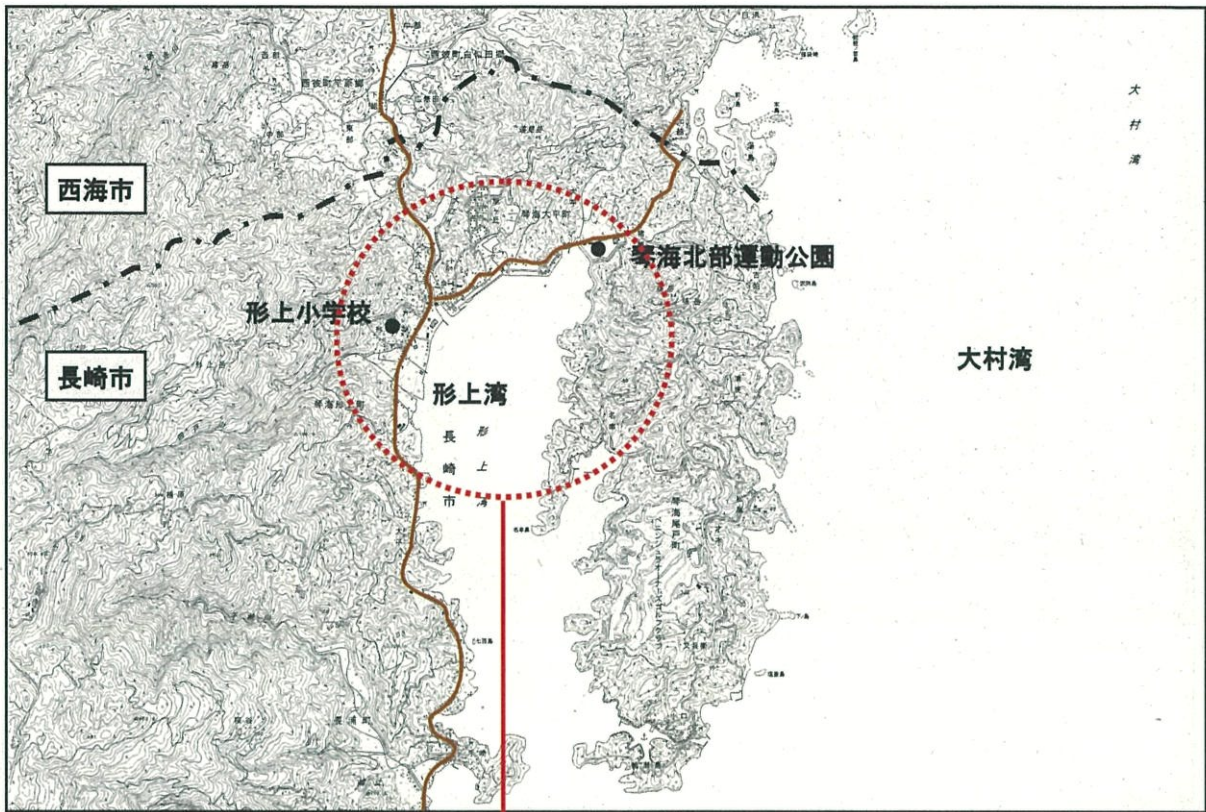
ア 用地購入費 (A=3,423 m ²)	34,900 千円
イ 整地工事 (A=3,423 m ²)	4,000 千円
ウ その他経費	100 千円

3 財源内訳

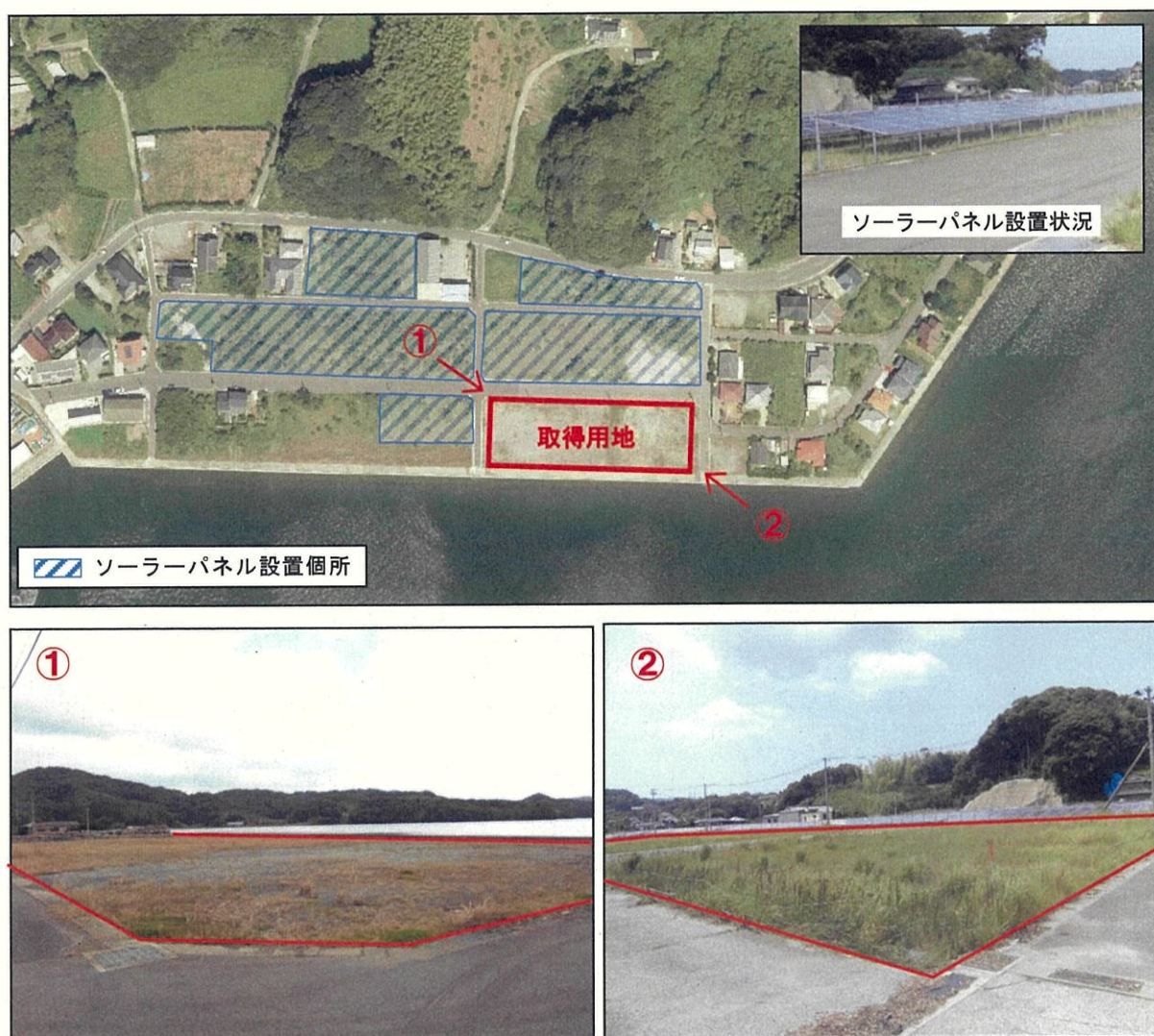
事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債 ^{※1}	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
39,000	—	—	37,000	—	2,000

※1：起債充当率95%（合併特例事業債）（交付税措置率70%）

4 位置図



5 現況写真



6 地元等からの要望

H24.02.03 琴海地区連合自治会より長崎市長あて要望

<要望内容>

- ・高潮対策事業として緩傾斜護岸整備を要望する。
- ・海洋スポーツが盛んな当地では、各種イベント施設エリアや見物人の観覧場所が必要となるため、護岸背後部分に相応の広場設置を要望する。

H28.11.29 琴海地区連合自治会より市議会議長あて陳情

<要望内容>

- ・海洋スポーツの開催エリアや観覧場所を備え、高潮対策事業となり得る海浜公園の整備推進を強く要望する。

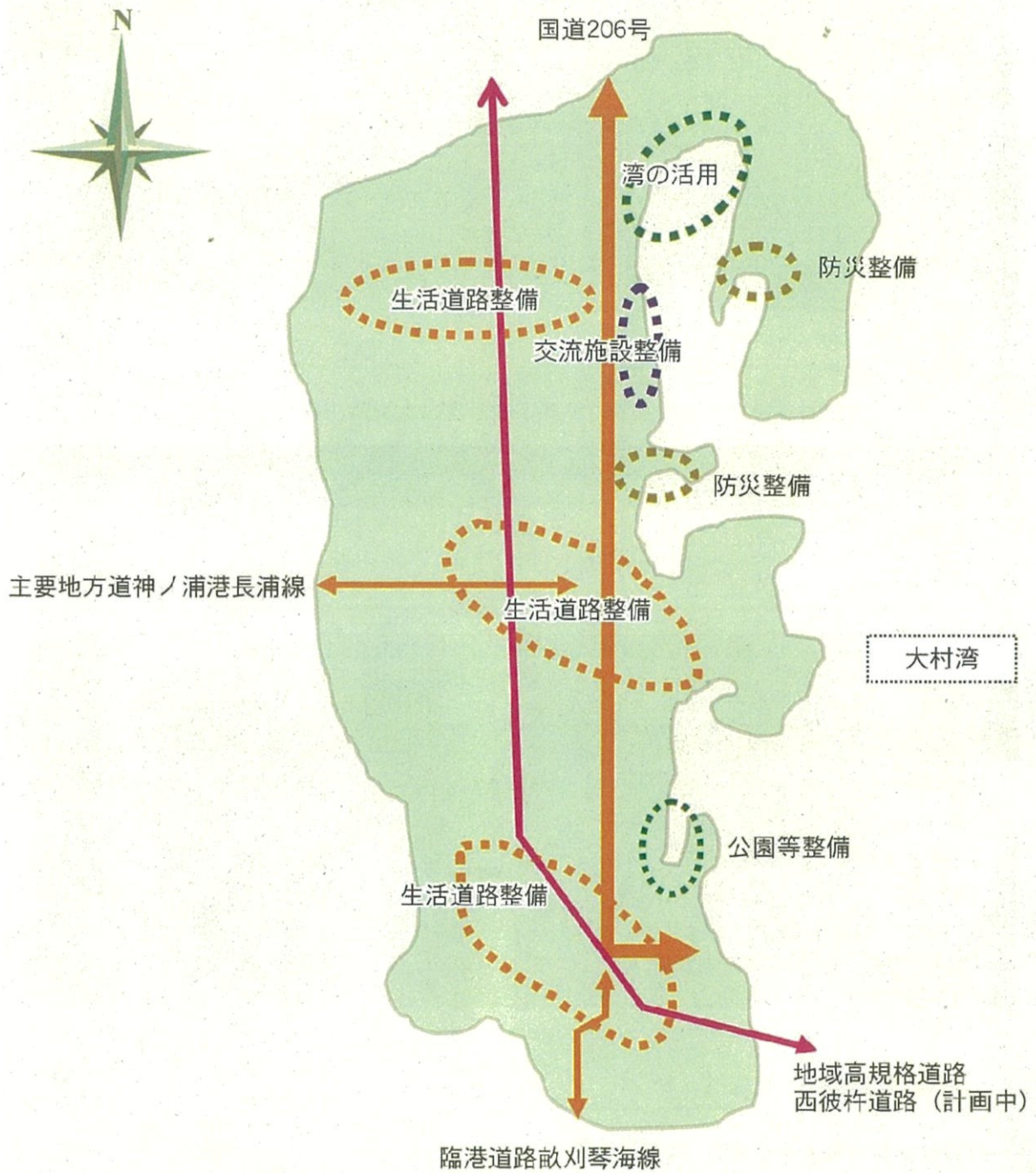
H31.01.07 長崎県ボート協会より長崎市長あて要望

<要望内容>

- ・今後も形上湾において、永続的にボート競技を開催するためには、円滑な大会運営のための基盤整備が必要であるため、形上海岸(大平地区)の背後地に本部席や観覧場所などとして利用可能な広場の確保をお願いしたい。

7 市町村建設計画（地区別構想図）（平成 17 年 2 月）

■地区構想図（琴海地区）



8 ボート競技大会時の状況



格納庫

- 所有者：長崎県
- 建築年度：平成 15 年度
- 延床面積：688.96 m²
- 収容艇数：45 艇

浮棧橋

- 所有者：長崎県
- 設置年度：平成 15 年度
- 設置基数：3 基
- アンカーで固定

取得用地

ゴール

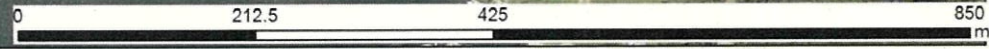
ボートコース
L=1,000m



ニュー琴海病院

スタート

形上湾



9 土地利用のイメージ

駐車施設



開会式・閉会式・表彰式



観覧席



大会本部席



取得用地



ボート置場



選手控え室



予 算 説 明 書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
250～ 253	8 土木費	4 港湾費	2 県施行事業費 負担金	1-1	港湾費負担金 港湾事業費	千円 539,274

1 概要

港湾機能等の拡充や安全性及び利便性の向上を図るため、国及び県が施行する港湾事業等に対して、地元負担金を支出する。

2 事業内容及び財源内訳

【事業予定箇所】

(単位：千円)

図面 番号	事業名 地区名	2年度 事業費 負担割合	内訳				
			国費	県費	市費	市費内訳	
						国	県
国直轄事業(直轄事業)		負担割合	6.38/10	2.495/10	1.125/10		
①	小ヶ倉柳地区(岸壁改良)	150,000	95,700	37,425	16,875	75,900	8,475
②	松が枝地区(岸壁延伸)	600,000	382,800	149,700	67,500		
国直轄事業(直轄事業)		負担割合	5.8/10	2.95/10	1.25/10		
③	松が枝地区(航路浅瀬調査設計)	240,000	139,200	70,800	30,000	27,000	3,000
補助事業(改修事業)		負担割合	5/10	3.75/10	1.25/10		
④	松が枝地区(道路測量設計)	10,000	5,000	3,750	1,250	1,100	150
社会資本整備総合交付金事業(改修事業)		負担割合	5/10	3.75/10	1.25/10		
⑤	松が枝地区(テント・案内板設置)	12,000	6,000	4,500	1,500	7,600	150
⑥	池島地区(浮棧橋改良)	50,000	25,000	18,750	6,250		
社会資本整備総合交付金事業(改修事業)		負担割合	4/10	4.5/10	1.5/10		
⑦	茂木地区(物揚場改良・道路改良)	460,000	184,000	207,000	69,000	132,300	14,700
⑧	松が枝地区(岸壁工事・物揚場設計)	520,000	208,000	234,000	78,000		
社会資本整備総合交付金事業(改修事業)		負担割合	1/3	1/2	1/6		
⑨	毛井首地区(浮棧橋据付)	120,000	40,000	60,000	20,000	121,500	10,650
⑩	小ヶ倉柳地区(岸壁改良)	42,000	14,000	21,000	7,000		
⑪	小江地区(岸壁補修)	8,100	2,700	4,050	1,350		
⑫	皇后地区(浮棧橋改良)	312,900	104,300	156,450	52,150		
⑬	伊王島地区(浮棧橋改良・緑地改良)	141,000	47,000	70,500	23,500		
⑭	茂木地区(物揚場改良)	78,900	26,300	39,450	13,150		
⑮	神ノ浦地区(道路改良、防波堤設計)	90,000	30,000	45,000	15,000		
社会資本整備総合交付金事業(改修事業)		負担割合	4.5/10	4.125/10	1.375/10		
⑯	元船・常盤・出島地区(浮棧橋改良・道路改良ほか)	660,000	297,000	272,250	90,750	90,800	10,125
⑰	松が枝地区(ふ頭用地測量設計)	20,000	9,000	8,250	2,750		
⑱	松が枝地区(大型客船係留検討)	54,000	24,300	22,275	7,425		

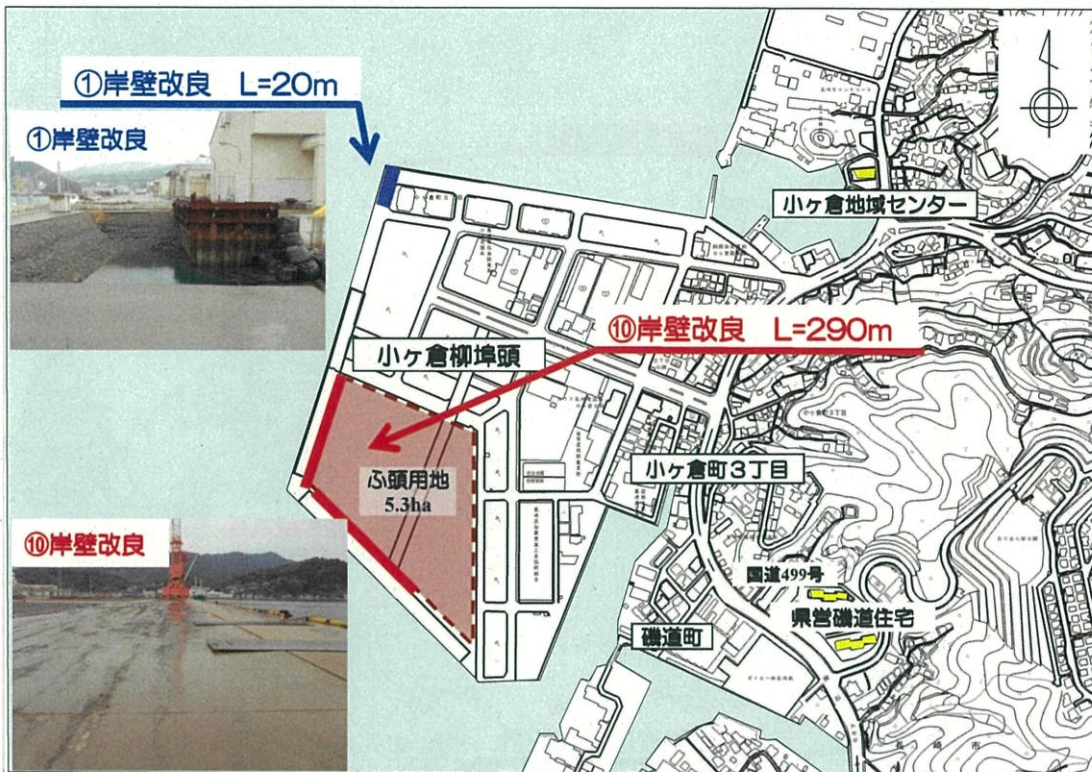
図面 番号	事業名 地区名	2年度 事業費 負担割合	内訳				
			国費 国	県費 県	市費 市	市費内訳	
						地方債※	一般財源
社会資本整備総合交付金事業(高潮対策等)		負担割合	1/2	4.3/10	0.7/10		
⑱	小ヶ倉・毛井首地区(家屋調査補償)	4,000	2,000	1,720	280	22,000	2,430
⑳	かき道地区(護岸改良)	65,000	32,500	27,950	4,550		
㉑	形上・大平地区(護岸改良)	130,000	65,000	55,900	9,100		
㉒	年崎地区(離岸堤工事)	150,000	75,000	64,500	10,500		
社会資本整備総合交付金事業(高潮対策等)		負担割合	11/20	4/10	0.5/10		
㉓	高島地区(護岸測量設計)	40,000	22,000	16,000	2,000	2,000	0
県単独事業(改修事業等)		負担割合	—	7.5/10	2.5/10		
㉔	伊王島地区(係船環設置)	450	—	337	113	0	3,826
㉕	茂木地区(船揚場滑止め)	5,401	—	4,051	1,350		
㉖	神ノ浦地区(照明灯設置)	2,700	—	2,025	675		
㉗	香焼地区(護岸改良ほか)	6,750	—	5,062	1,688		
県単独事業(自然災害防止事業)		負担割合	—	9.3/10	0.7/10		
㉘	古里地区(突堤改良)	9,761	—	9,078	683	5,400	168
㉙	伊王島地区(護岸改良)	3,904	—	3,631	273		
㉚	中ノ浦地区(護岸改良)	9,272	—	8,623	649		
㉛	琴海村松地区(護岸改良)	7,808	—	7,261	547		
㉜	年崎地区(離岸堤改良ほか)	48,801	—	45,385	3,416		
合計		4,052,747	1,836,800	1,676,673	539,274	485,600	53,674

※起債充当率

- ①②③④⑤⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒ : 公共事業等債 90% (交付税措置率 22.2%)
 ⑥⑬⑮⑳㉓㉔ : 過疎対策事業債 100% (交付税措置率 70.0%)
 ㉕㉖㉗ : 緊急自然災害防止対策事業 100% (交付税措置率 70.0%)

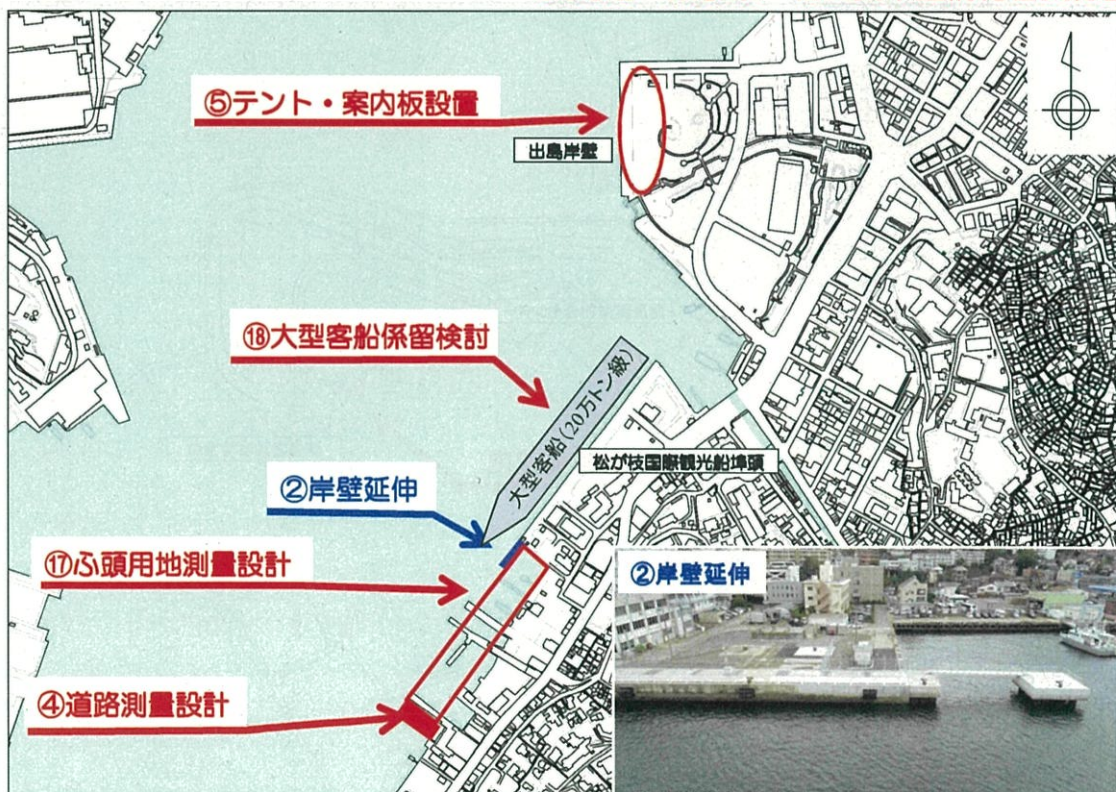
①⑩ 小ヶ倉柳地区

長崎港 国直轄
長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金



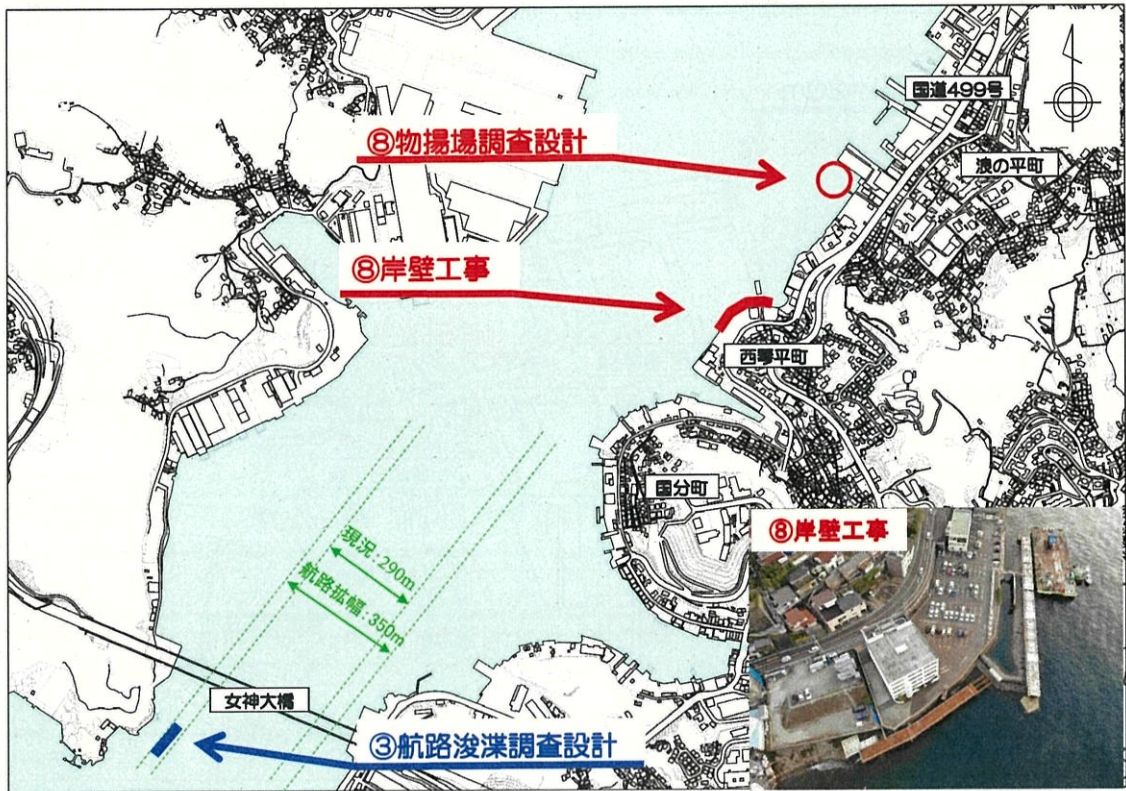
②④⑤⑱ 松が枝地区 (1)

長崎港 国直轄
長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金



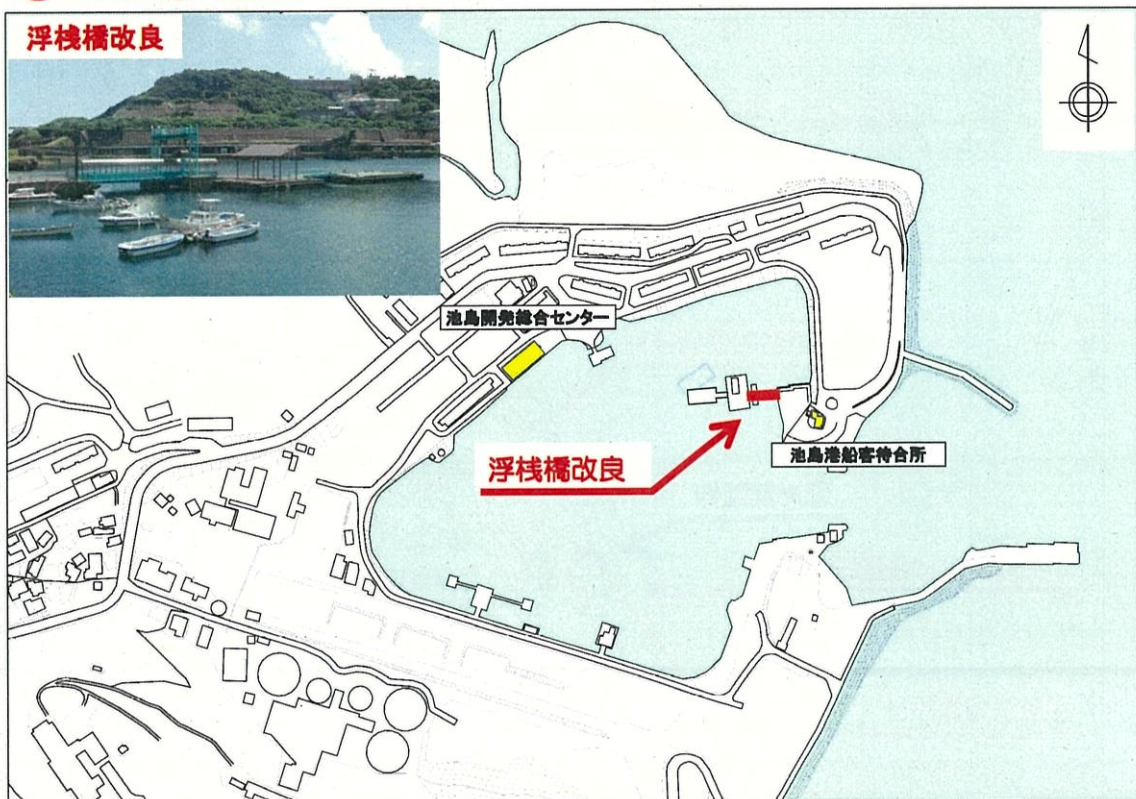
③⑧ 松が枝地区 (2)

長崎港 国直轄 補助事業
長崎港 県事業



⑥ 池島地区

池島港 県事業 社会資本整備総合交付金



⑦⑭⑳ 茂木地区

茂木港 県事業 社会資本整備総合交付金
茂木港 県単独事業

⑦道路改良

㉕船揚場滑り止め

⑦道路改良 L=400m

⑭物揚場改良

茂木地区センター

茂木港船客待合所

⑭物揚場改良

⑦物揚場改良

⑨ 毛井首地区

長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金

浮桟橋製作据付

土井首町

毛井首町

野牛島

みなと漁協

平瀬町

県営住宅毛井首団地

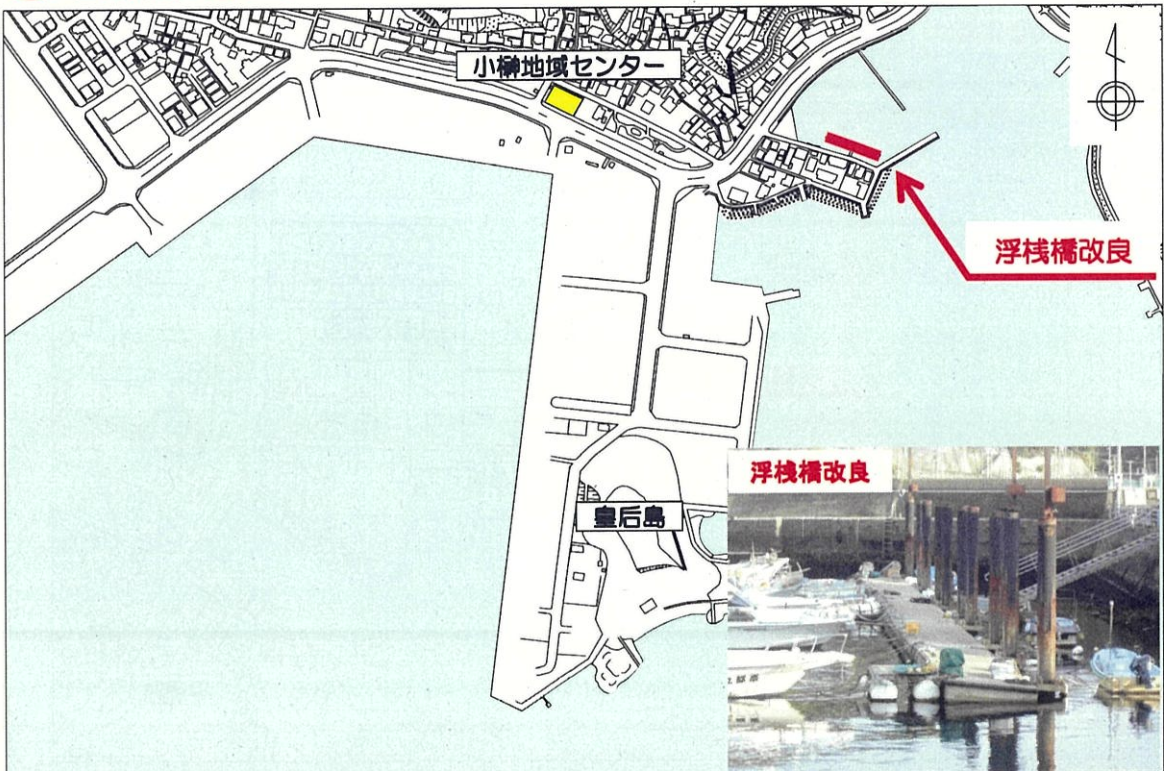
⑪ 小江地区

長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金



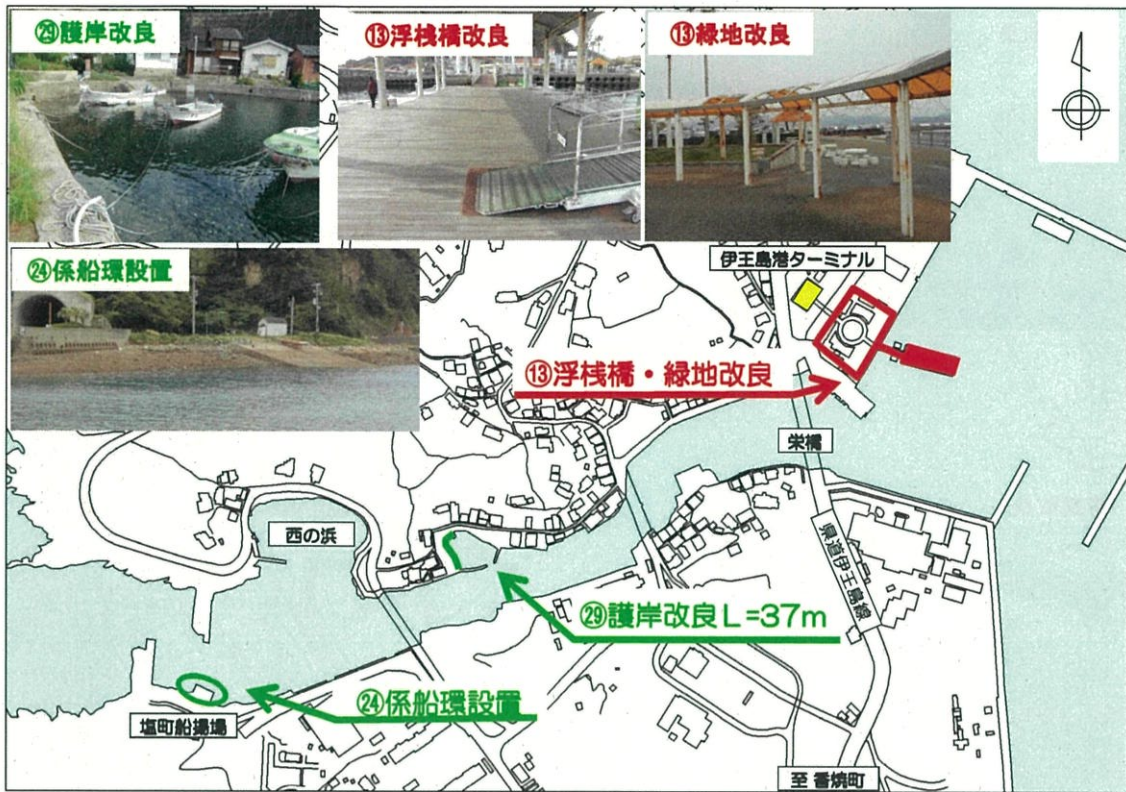
⑫ 皇后地区

長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金



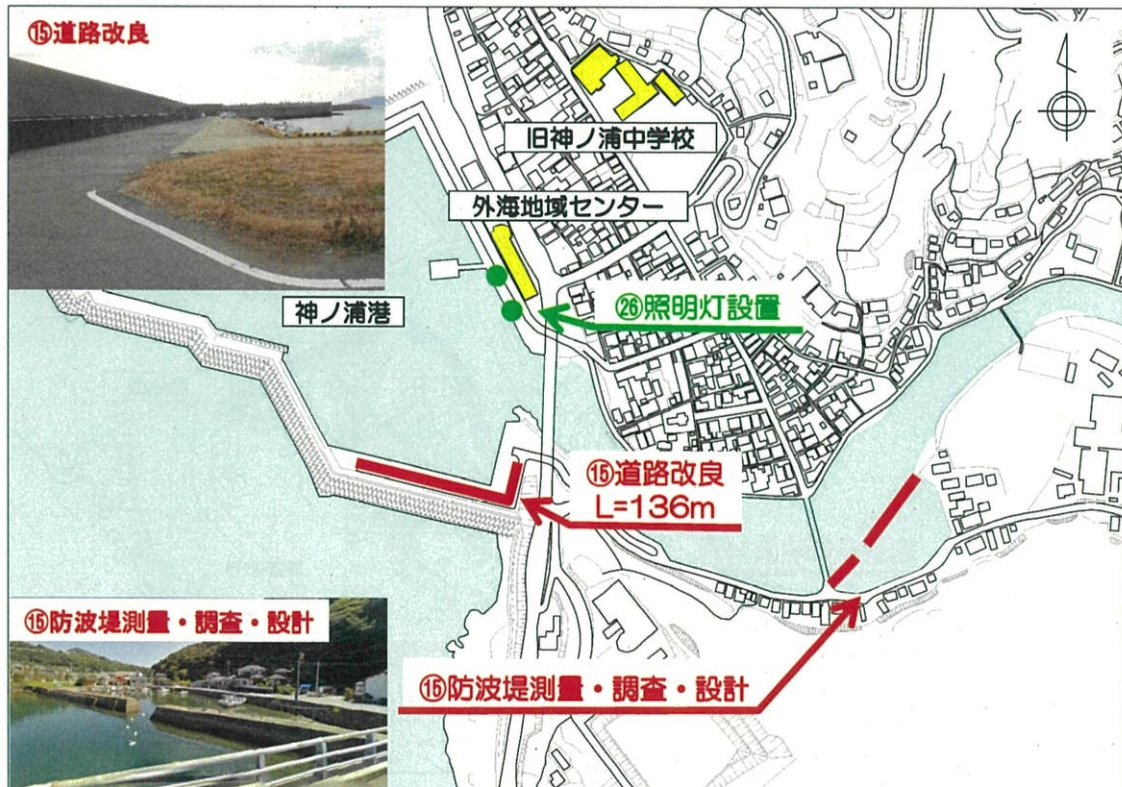
⑬⑭⑲ 伊王島地区

伊王島港 県事業 社会資本整備総合交付金
伊王島港 県単独事業



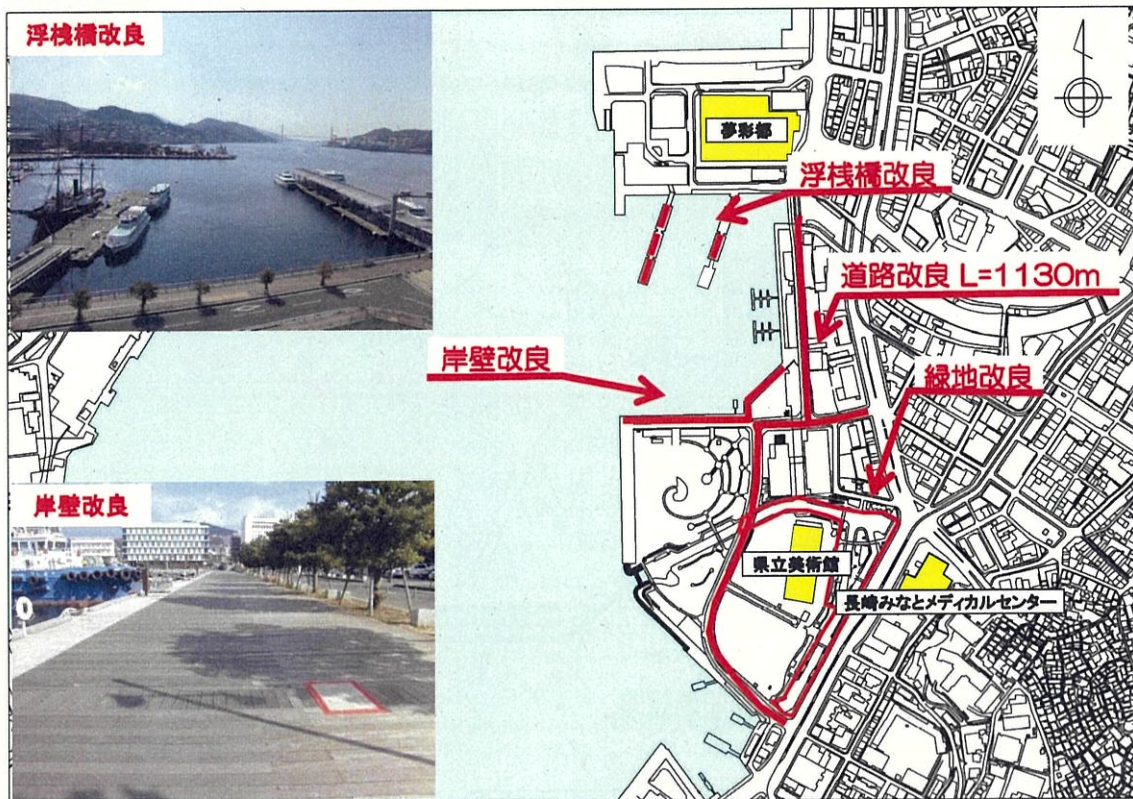
⑮⑯ 神ノ浦地区

神ノ浦港 県事業 社会資本整備総合交付金
神ノ浦港 県単独事業



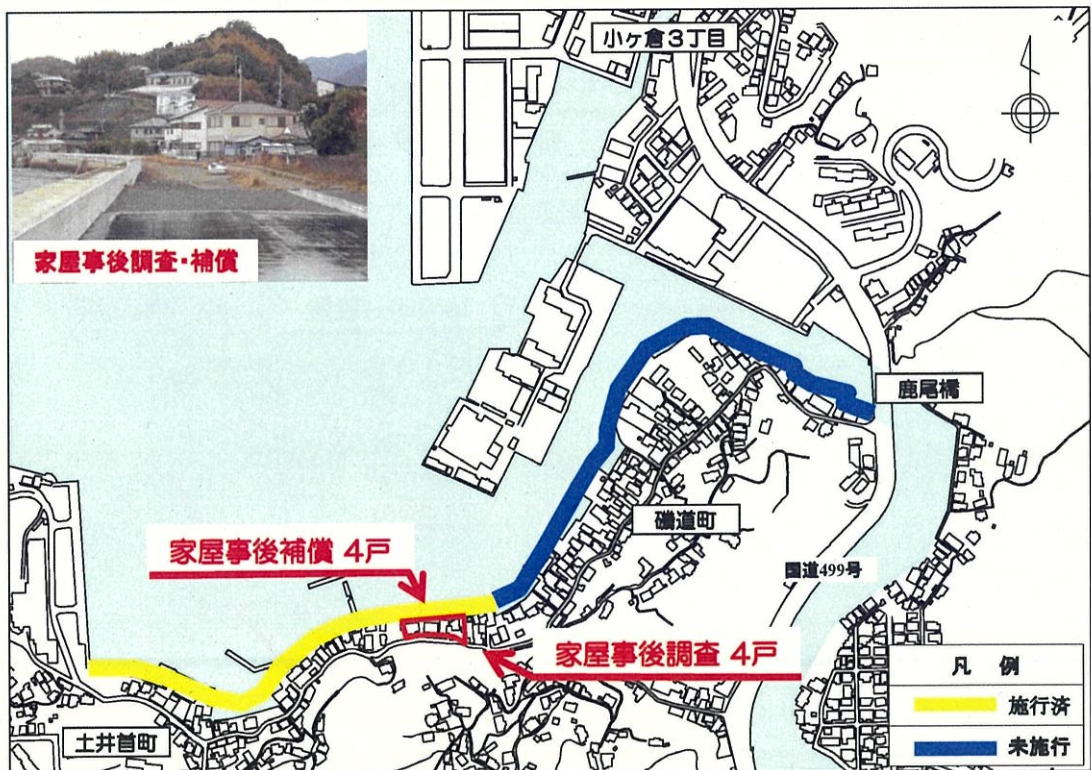
⑬ 元船、常盤・出島地区

長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金



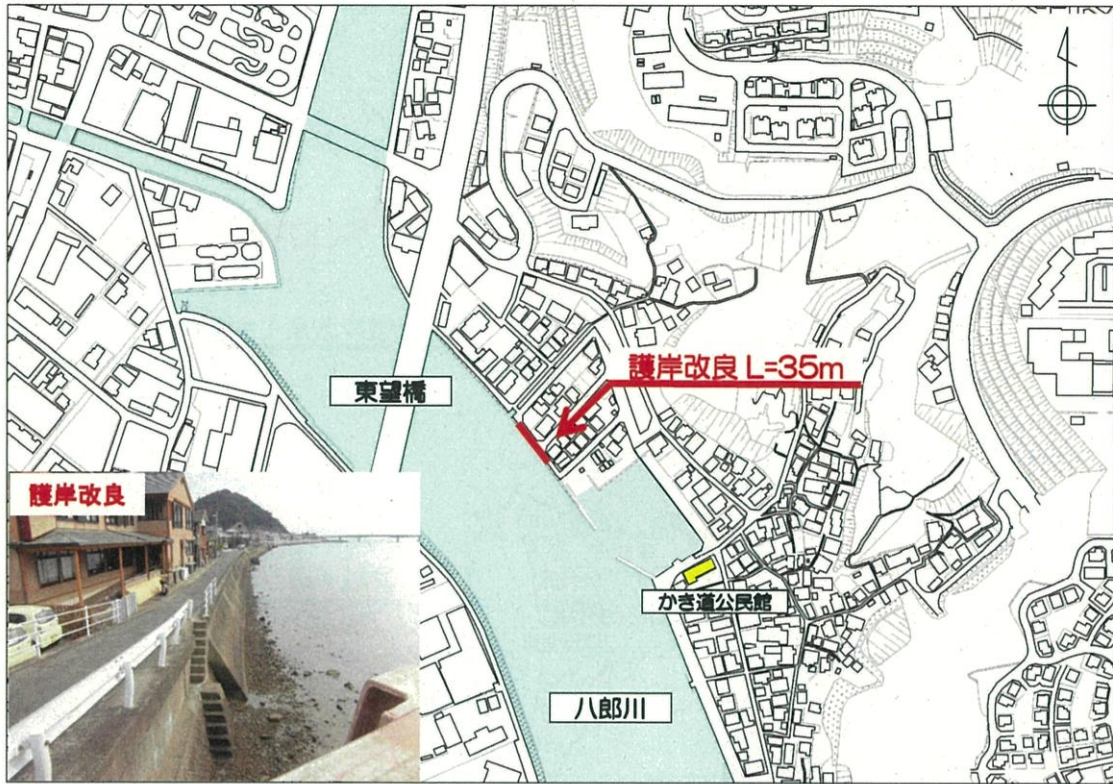
⑭ 小ヶ倉・毛井首地区

長崎港 県事業 社会資本整備総合交付金



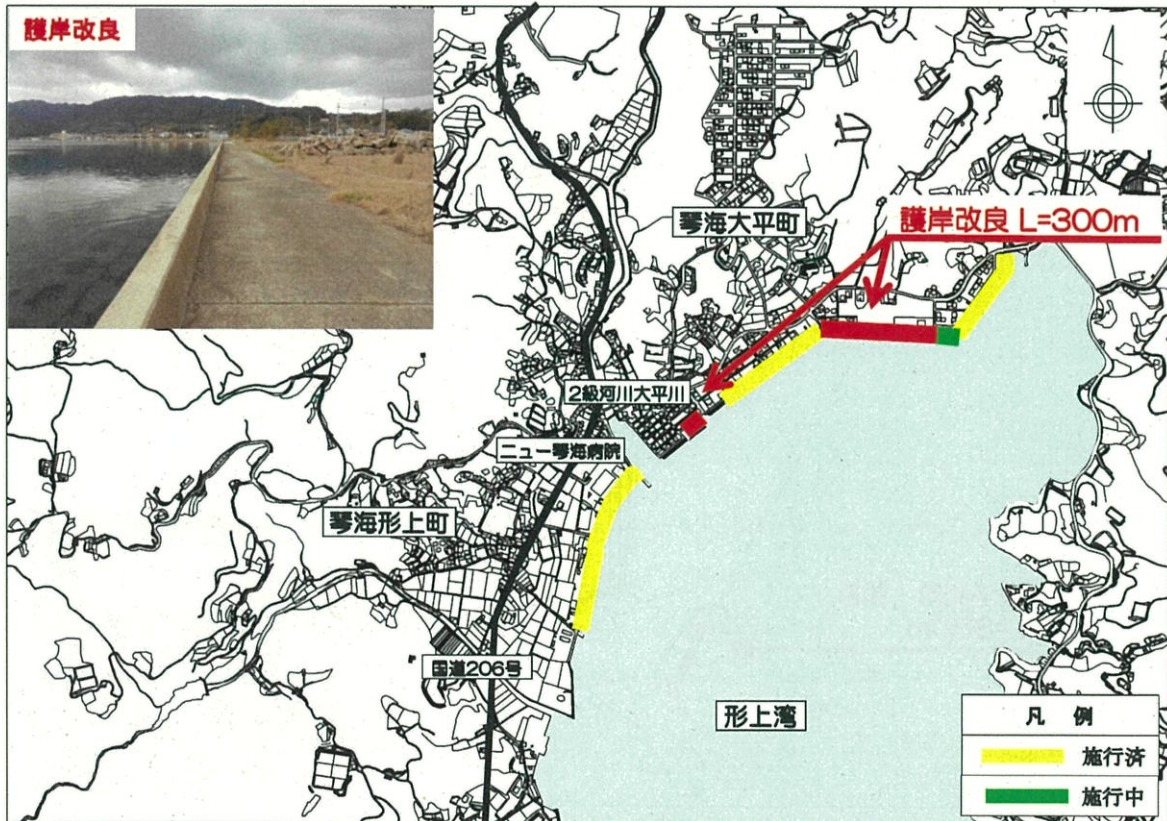
②0 かき道地区

東望港 県事業 社会資本整備総合交付金



②1 形上・大平地区

形上海岸 県事業 社会資本整備総合交付金



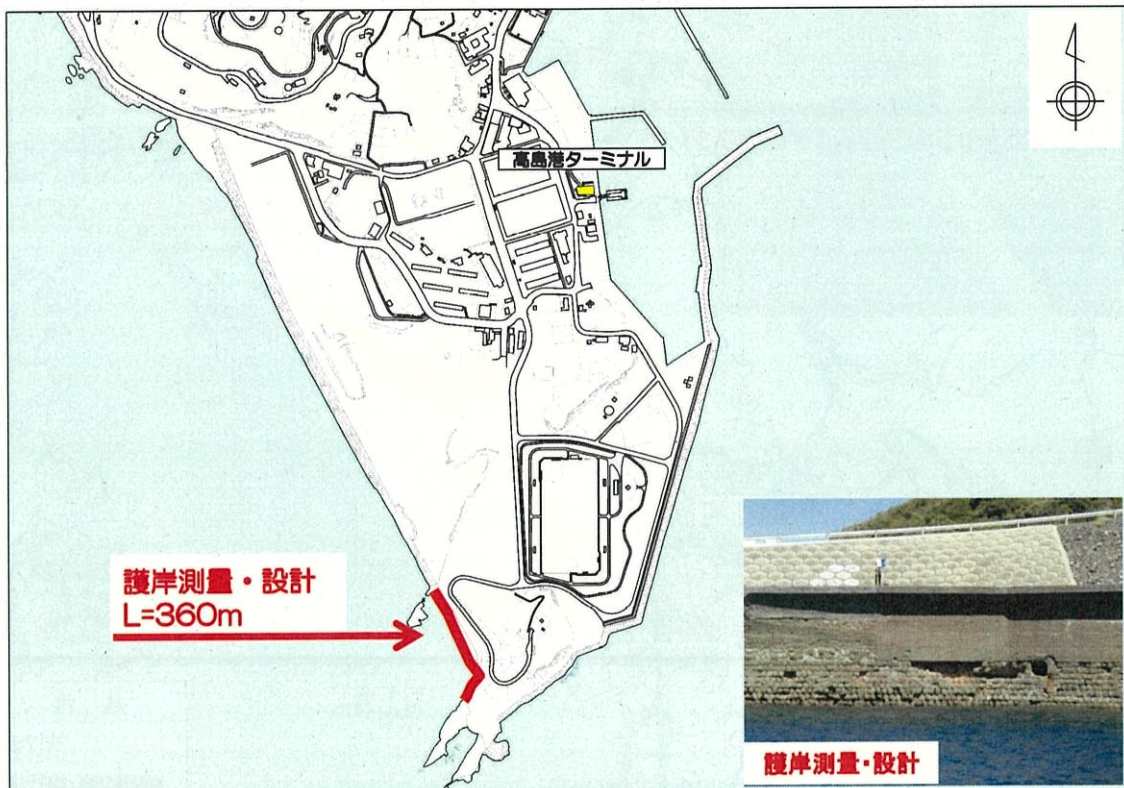
②③ 年崎地区

年崎海岸 県事業 社会資本整備総合交付金
 年崎海岸 県単独事業



②③ 高島地区

高島西海岸 県事業 社会資本整備総合交付金



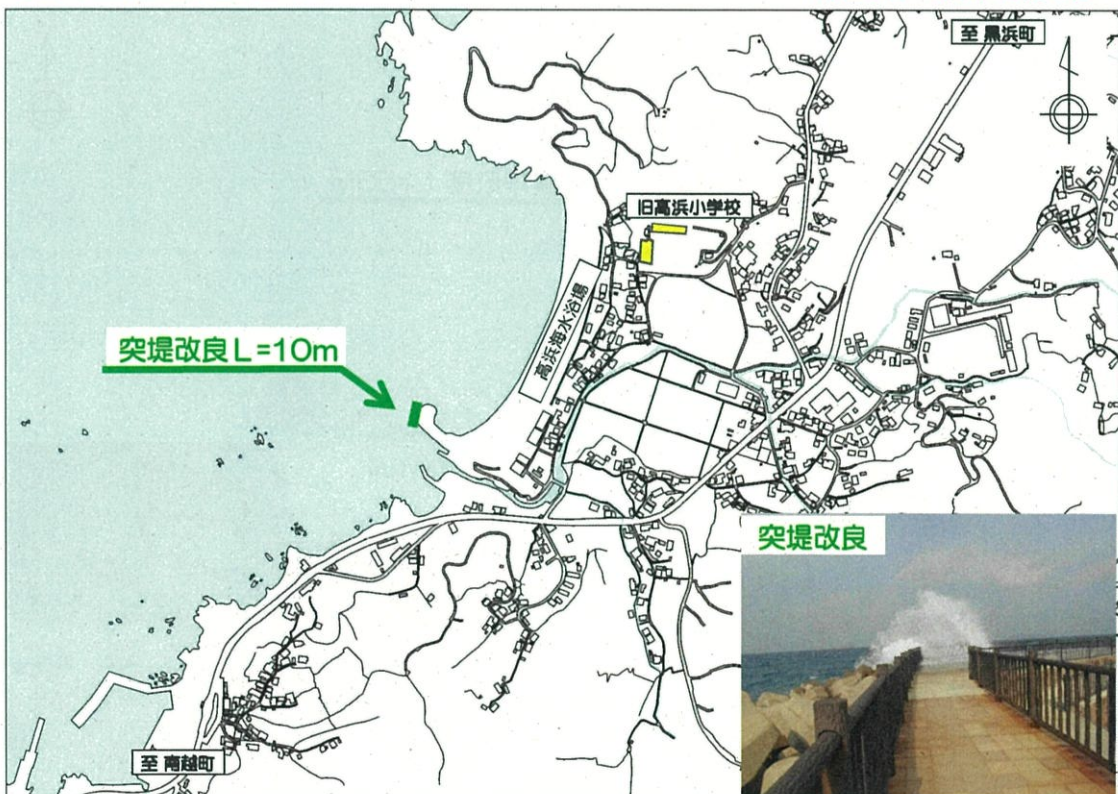
②⑦ 香焼地区

長崎港 県単独事業



②⑧ 古里地区

古里港 県単独事業



③① 中ノ浦地区

中ノ浦海岸 県単独事業



③② 琴海村松地区

村松海岸 県単独事業



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
252～ 253	8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総務費	3-4	国土基本図作成費	千円 121,000

1 事業概要

現在の国土基本図（長崎市基本図）※¹の基となる航空写真は、平成24年度に撮影したもので6年が経過していることから、その後の地形や建物配置等の変化を反映させ、最新の地図情報に修正するため、令和元年度に航空写真を撮影し、令和2年度にそれを基に国土基本図を更新するものである。

この更新した国土基本図は、今後、市街化区域・市街化調整区域の線引きや立地適正化計画、用途地域などの見直し検討に必要なものであり、また、庁内関係部局が行う各種事業計画や民間事業者の開発計画等においても幅広く利用されるとともに、市民等が利用する都市計画情報システム及び販売用図面の基データとしても活用することになる。

なお、長崎県においては、この更新した国土基本図を基に、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査を行うこととなっている。

※1：長崎市全域の地形、道路、河川及び家屋などを詳しく描いた地図

・事業期間：令和元年度～令和2年度

・総事業費：144,000千円

令和元年度：航空写真撮影（市内全域）	23,000千円
令和2年度：国土基本図修正（市内全域）	121,000千円

2 令和2年度事業内容

(1) 予算内訳

ア 委託料

国土基本図修正業務委託（市内全域） 121,000千円

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 121,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 121,000

4 スケジュール（予定）

作業項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
航空写真撮影	—————→		
国土基本図修正		—————→	
都市計画基礎調査※ ²			—————→

※2：長崎県が都市計画法に基づき調査

—参考資料—

■都市計画法

（都市計画に関する基礎調査）

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2～5 略

■都市計画法施行規則

（都市計画区域についての基礎調査の項目）

第五条 法第六条第一項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

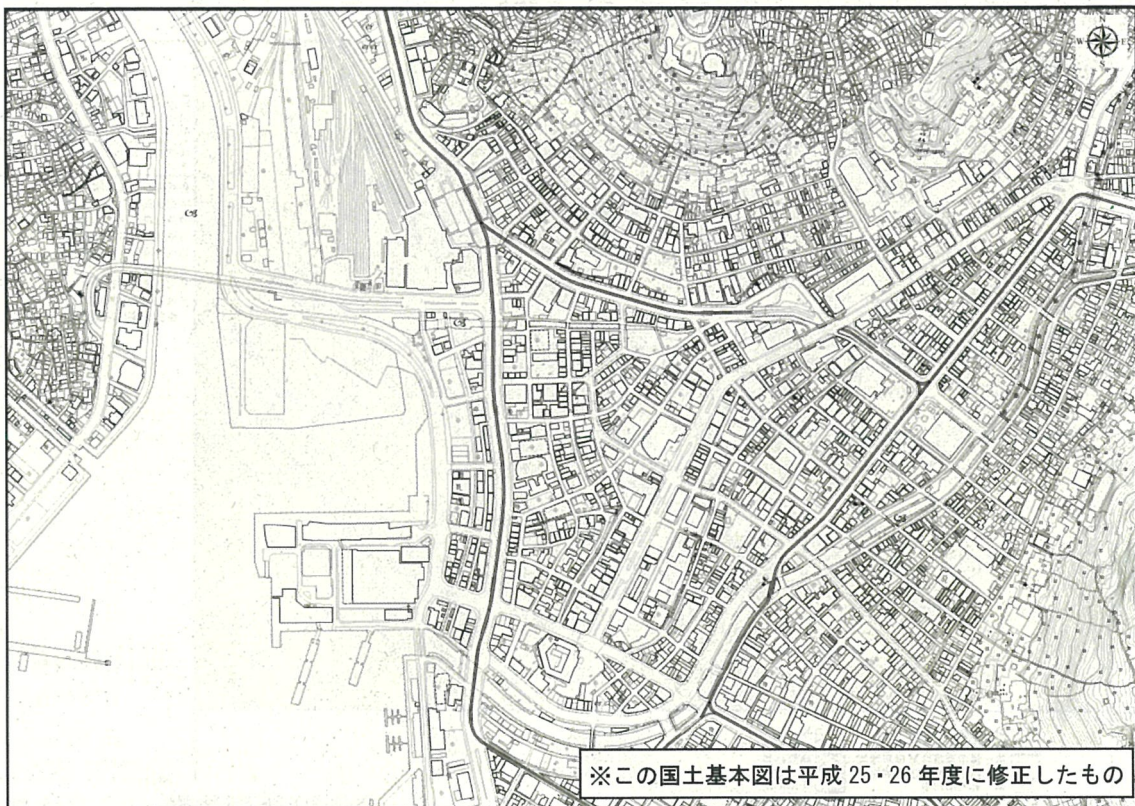
- 一 地価の分布の状況
- 二 事業所数、従業者数、製造業出荷額及び商業販売額
- 三 職業分類別就業人口の規模
- 四 世帯数及び住宅戸数、住宅の規模その他の住宅事情
- 五 建築物の用途、構造、建築面積及び延べ面積
- 六 都市施設の位置、利用状況及び整備の状況
- 七 国有地及び公有地の位置、区域、面積及び利用状況
- 八 土地の自然的環境
- 九 宅地開発の状況及び建築の動態
- 十 公害及び災害の発生状況
- 十一 都市計画事業の執行状況
- 十二 レクリエーション施設の位置及び利用の状況
- 十三 地域の特性に応じて都市計画策定上必要と認められる事項

作業イメージ

■令和元年度：航空写真撮影

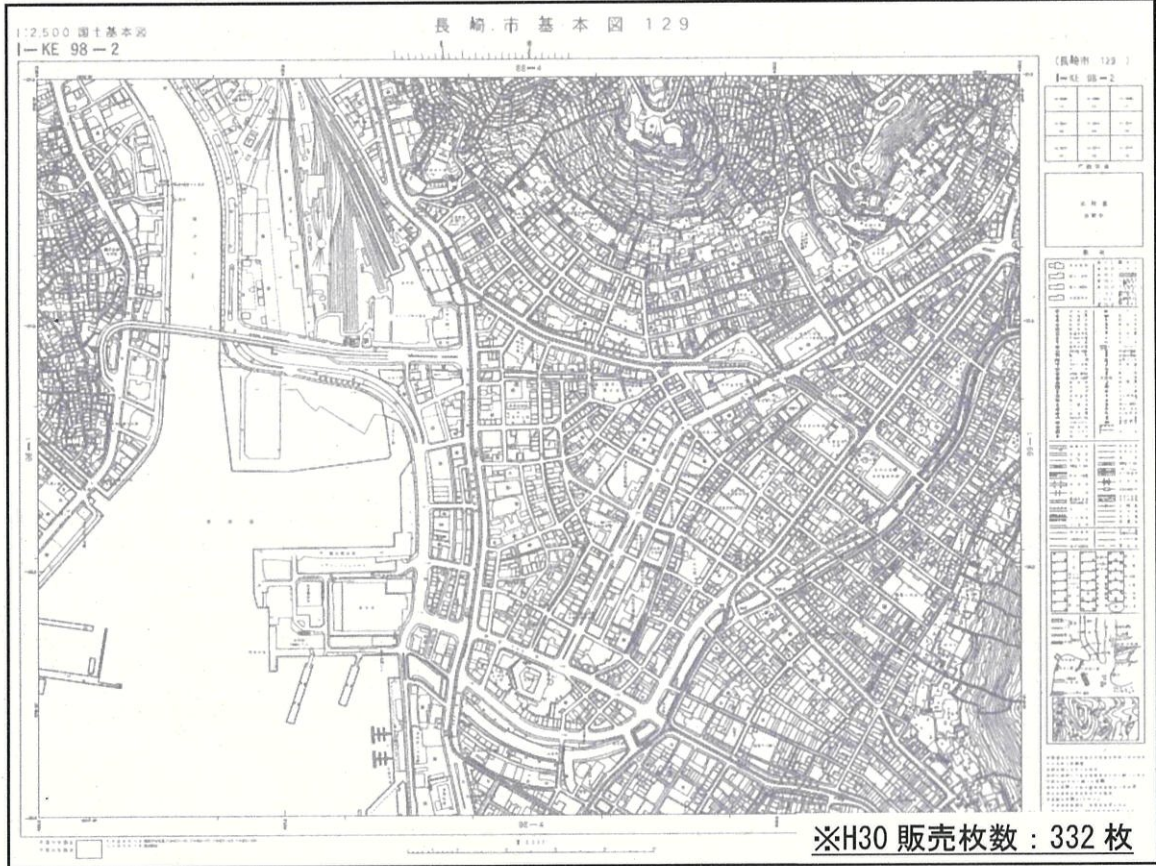


■令和 2 年度：国土基本図修正

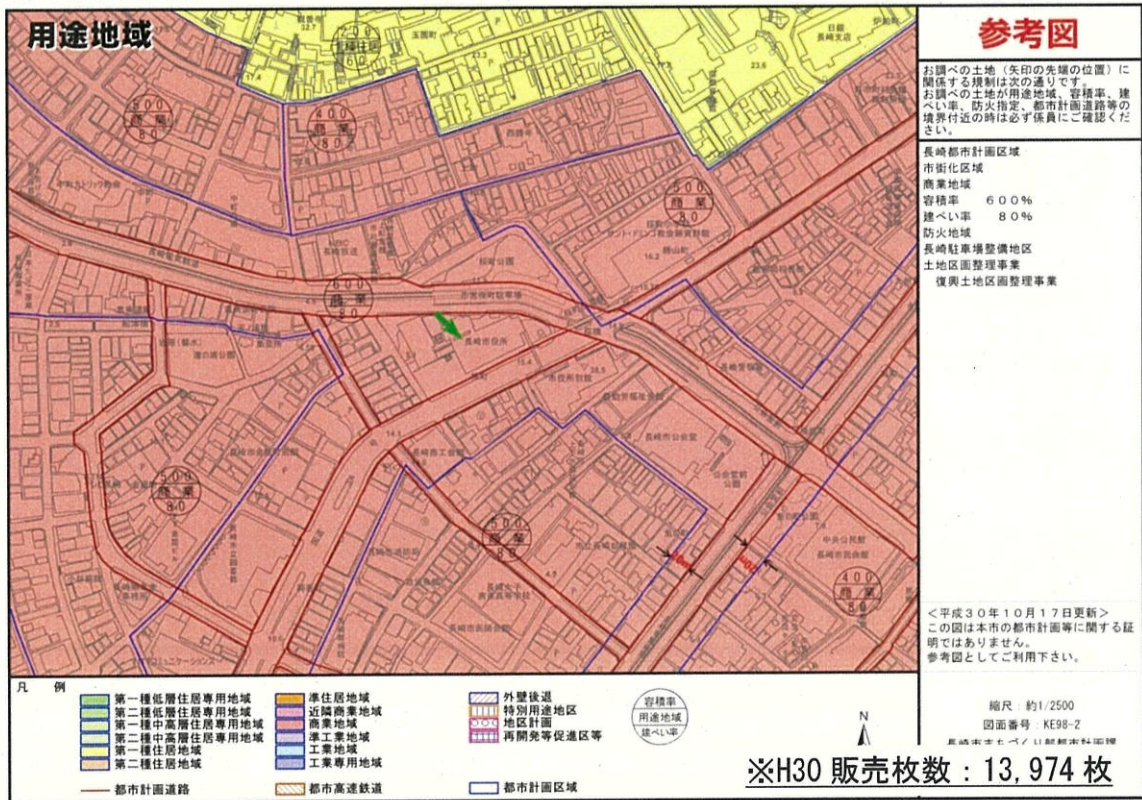


国土基本図(長崎市基本図)の活用事例

①販売用図面 (A0 (841 mm×1189 mm) サイズで、縮尺が2500分の1 (市内全域で210枚))

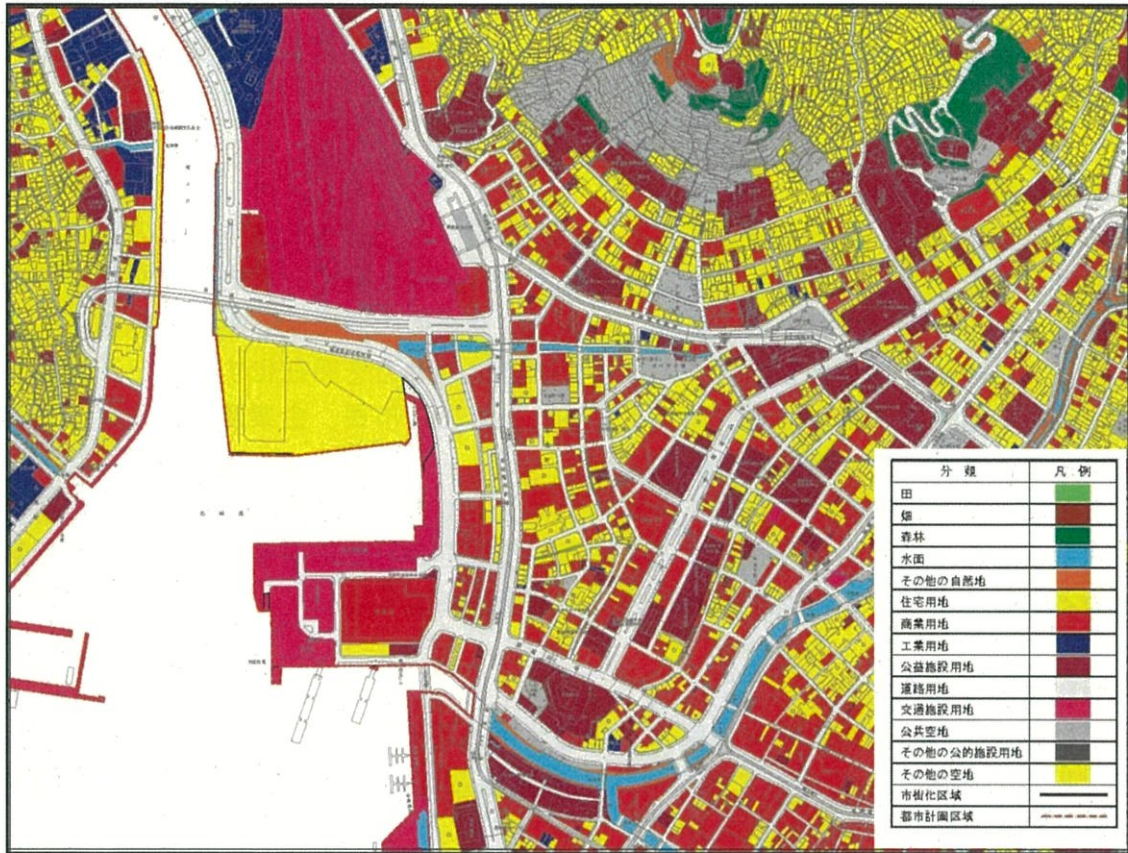


②都市計画情報システム (出力画面) [A3版]

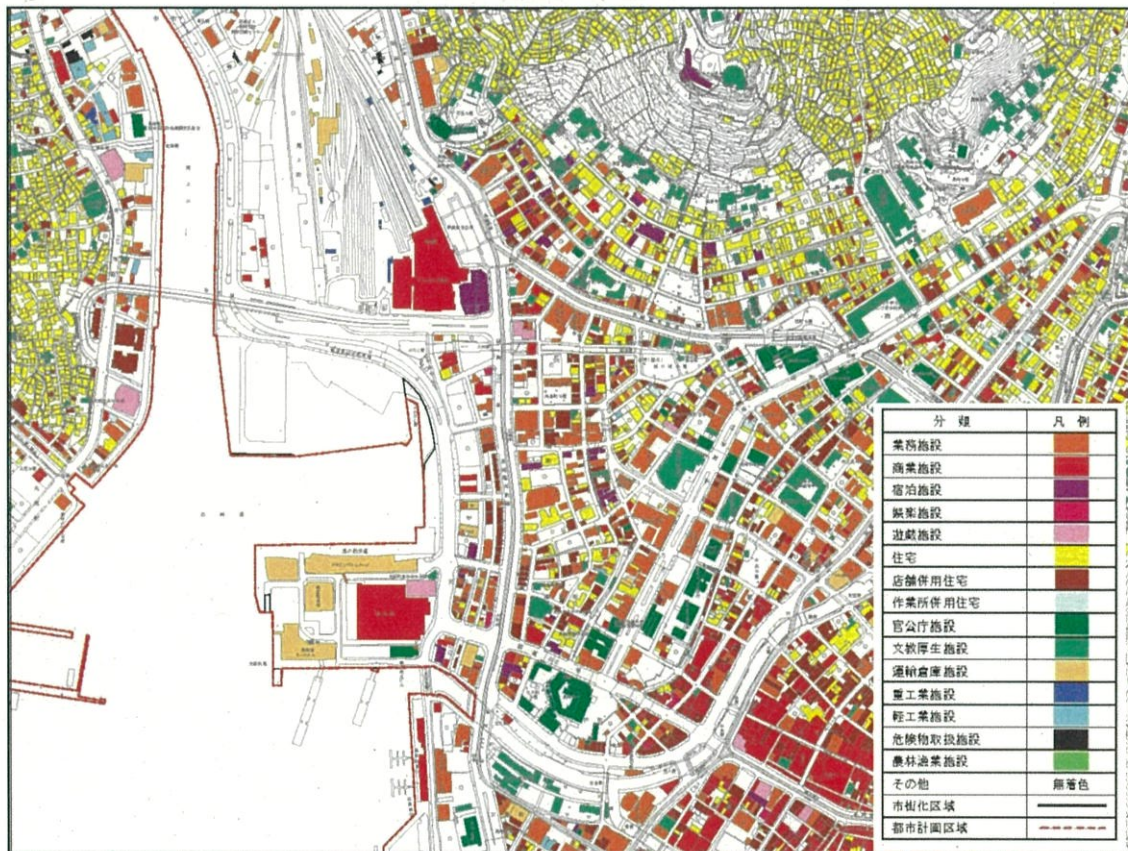


③基礎調査（平成 26 年度実施）

土地利用現況図



建物用途現況図



予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
252～ 253	8 土木費	5 都市 計画費	1 都市計画 総務費	3-5	まちなか再生推進費	千円 21,701

1 事業概要

「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備など、長崎のまちの形が大きく変化していこうとしている契機を捉え、歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」において、新大工から浜町を経て大浦に至るルートをまちなか軸と設定し、この軸を中心とした5つのエリアの個性や魅力を顕在化するなど、賑わいの再生を図る取組みを「まちぶらプロジェクト」として、市民、企業及び行政などが連携しながらハード・ソフト両面から展開する。

まちなか再生推進費は「まちぶらプロジェクト」のうち、まちなか事業推進室が直接実施するもので、まちなみ整備などの助成や市民等の活動に対する支援、情報発信等を進めることにより、まちなかの賑わいづくりを推進する。

2 令和2年度事業内容

(1) 中島川・寺町地区まちなみ整備助成金（10,000千円）

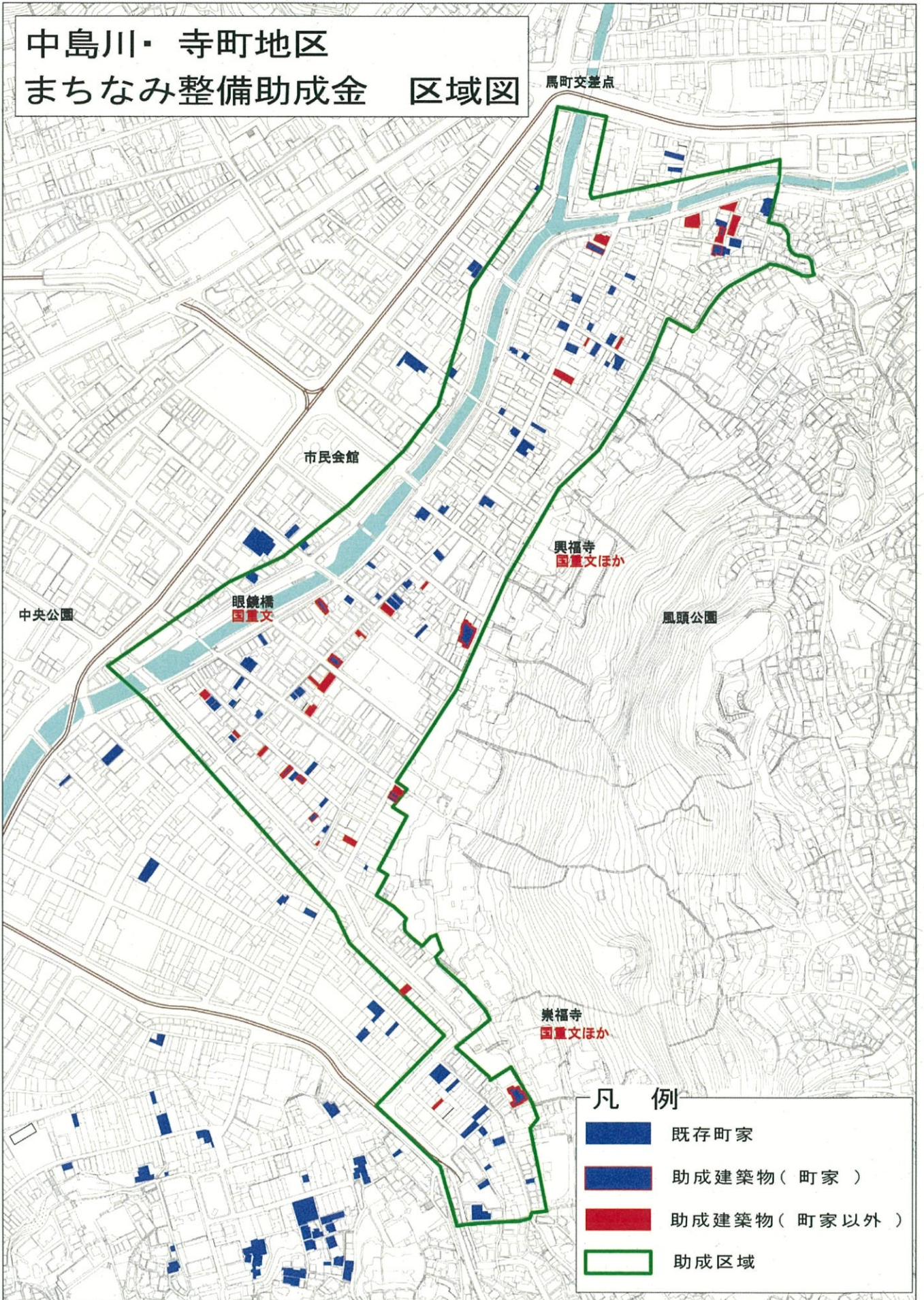
長崎の和風文化を代表する中島川・寺町地区において、町家等の保全を図り、町家と調和したまちなみ形成を推進する。

- ①対象区域：中島川・寺町地区景観形成重点地区内の概ね中島川と寺町通りに挟まれた帯状の地区 ※区域図参照
- ②助成内容：町家の修繕・復元 → 上限600万円（対象経費の1/2以内）
 既存建築物の町家風修景 → 上限200万円（対象経費の1/2以内）
 新築建築物の町家風修景 → 上限100万円（対象経費の1/2以内）
- ③内 訳：町家の修繕・復元 1件
 既存建築物の町家風修景 1件
 新築建築物の町家風修景 2件
- ④実績：平成22～30年度 36件（町家等12件、町家等以外の建築物24件）
 令和元年度（予定）3件（町家等以外の建築物3件）

【町家等の助成事例】



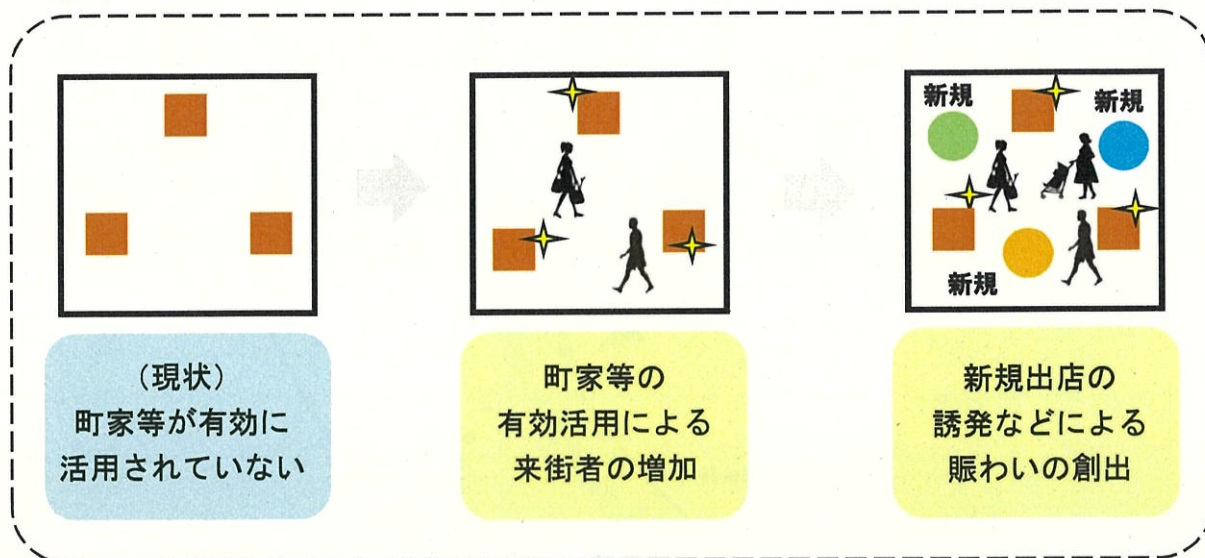
中島川・寺町地区
まちなみ整備助成金 区域図



(2) まちなか町家等活用助成金 (4,000千円)

まちなかエリアに位置する町家等を地域の魅力的な資源として有効活用することにより、まちの賑わいや魅力向上につなげる。

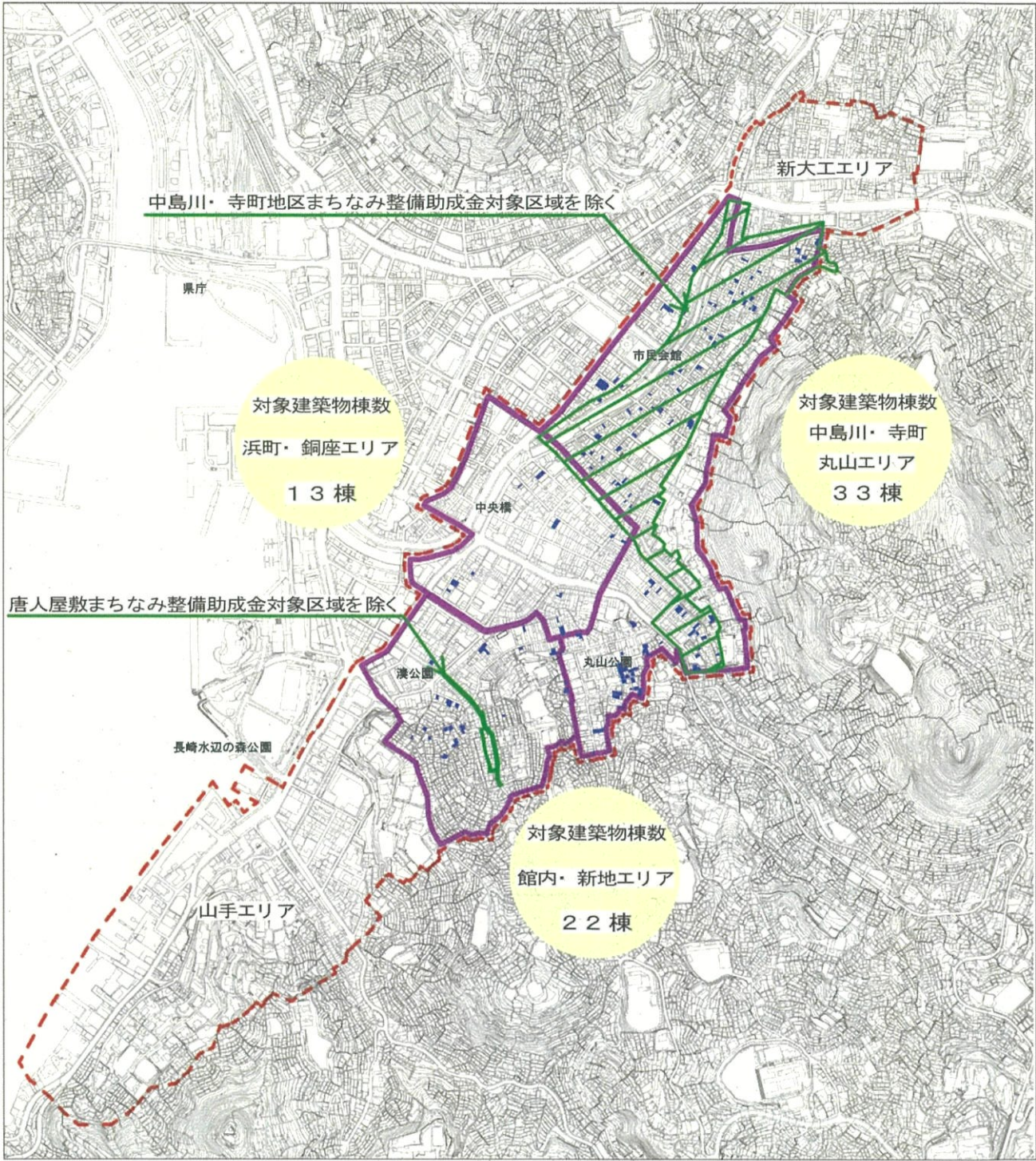
【賑わい創出のイメージ】






- ①対象区域：まちなかエリアの一部（中島川～浜町～館内）※区域図参照
（中島川・寺町地区まちなみ整備助成金、唐人屋敷まちなみ整備助成金の対象区域などを除く）
- ②対象建築物：建築基準法施行（昭和25年）以前に建設された伝統的工法による建築物（指定文化財などを除く）
- ③対象用途：小売業、飲食業、宿泊業などの賑わいの創出に寄与する用途
- ④助成内容：対象建築物の修繕・復元 → 上限400万円（対象経費の1/2以内）
- ⑤スケジュール：

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
募集			審査・ 交付 決定	設計・工事（約7か月）							実績 報告

まちなか町家等活用助成金 区域図



—凡例—

	町家等
	助成区域
	まちなかエリア
各エリア対象建築物棟数合計 68棟	

(3) まちぶらプロジェクト推進事業 (700 千円)

地域と連携したまちづくりを進める中で、まちの魅力の発信や不足している機能の充実など、賑わいを高めるための取組みを行う。

ア エリア別情報発信データ作成 (500千円)

QRコードを活用し、5エリアの魅力をWeb上で発信するとともに、民間事業者と連携しながら来街者と情報をつなぐ仕組みを作るための実験的な取組みを行う。

また、唐人屋敷については、現地でQRコードを活用し、Web上で絵図等による魅力発信を行うなど、回遊性の向上や賑わいの創出に向けて観光客等のニーズをつかむための実験的な取組みを行う。

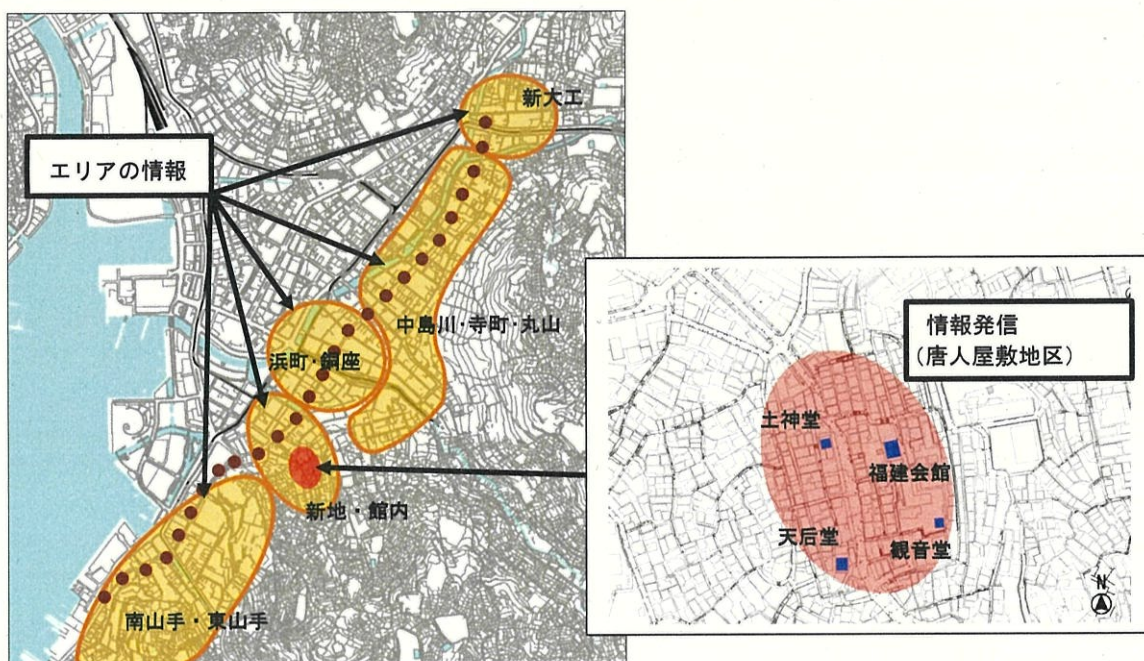
(事業内容) 情報発信のためのチラシ等作成、Webのデータ編集など

イ 唐人屋敷地区案内板 (200千円)

現在、設置している案内板の老朽化に伴う更新と合わせて魅力発信の強化を行う。

(事業内容) 案内板更新 3箇所

ア エリア別情報発信データ作成



イ 唐人屋敷地区案内板



(4) 地域まちづくり活動事業 (1,000千円)

地域等との連携したまちづくりを進める中で、歳時やイベント等をきっかけに新たなまちづくりに参加する人や団体等を増やすための取組みを行う。

(5) まちなか賑わいづくり活動支援事業 (2,000千円)

歴史や文化、商業、観光、食など、地域の魅力を高め、発信し、賑わいを高めるための事業提案を市民や地域団体等から募集し、その活動を支援する。

- ① 対象区域：新大工～浜町～大浦に至るまちなかエリア
- ② 補助内容：1件当たりの上限50万円（対象経費の4/5以内）
- ③ 内 訳：50万円/件×4件相当
- ④ 実績：平成24～30年度 28件、令和元年度（予定）4件

【助成事例】 〈平成30年度〉



築町べっぴん会スタートアップ事業

〈令和元年度〉



銅座路地裏ナイトマルシェ・路地裏で乾杯！

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
21,701	7,000	-	-	-	14,701

※国庫補助率：5.0/10（補助対象額 14,000千円）

まちぶらプロジェクト概要

1. 目的

「陸の玄関口」である長崎駅周辺と「海の玄関口」である松が枝周辺の整備により、長崎のまちの形が大きく変わっていかうとしている。

このような状況の中、歴史的な文化や伝統に培われた長崎の中心部である「まちなか」においても、大きな契機と捉え、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら、賑わいの再生を図ろうとするものである。

2. 対象区域

新大工から浜町を経て、大浦に至るルートを「まちなかの軸」と設定し、軸を中心とした5つのエリアにおいて、それぞれの個性や魅力の顕在化を進める。

(5つのエリア)「新大工」「中島川・寺町・丸山」「浜町・銅座」
「館内・新地」「東山手・南山手」



3. 計画期間 平成25年度～令和4年度

4. 取り組みの方向性

- ① エリアの魅力づくり（地域の特性に応じた魅力の向上）
- ② 軸づくり（回遊性を高める環境づくり）
- ③ 地域力によるまちづくり
（地域や市民自らによる、まちを守り、育て、創るための行動を支援）

5. 各エリアの主な取組み

《①エリアの魅力づくり》

○新大工エリア

【まちづくりの方針】商店街・市場を中心としたふだん着のまち

【主な取組み】・市街地再開発事業 ・片淵線整備など

○中島川・寺町・丸山エリア

【まちづくりの方針】和のたたずまいと賑わいの粋なまち

【主な取組み】・まちなみ整備 ・あじさいチャレンジなど

○浜町・銅座エリア

【まちづくりの方針】長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち

【主な取組み】・市街地再開発事業 ・銅座川プロムナード整備など

○館内・新地エリア

【まちづくりの方針】中国文化に触れ、食を楽しむまち

【主な取組み】・誘導門及び大門の整備 ・新地町稲田町線整備など

○東山手・南山手エリア

【まちづくりの方針】異国情緒あふれる国際交流のまち

【主な取組み】・文化財保存整備（マリア園のホテル転用、旧長崎英国領事館など）

・歴史的風致維持向上計画策定など

《②軸づくり》

【方向性】「まちなか軸」を基軸とした各エリア間の回遊性を高める環境を整備する。

【主な取組み】・多目的トイレ整備 ・情報発信など

《③地域力によるまちづくり》

【方向性】地域や市民自らが企業や行政、NPO等の多様な組織と連携を図りながら、まちを守り、育て、創るために行動し、その集積がまちなかを支えるような地域力や市民力を支援する。

【主な取組み】・まちなか賑わいづくり活動支援事業 ・まちぶらプロジェクト認定事業

予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
252～ 253	8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画 総務費	3-6	歴史的風致維持向上推進費	千円 17,145

1 事業概要

令和元年度に策定する「長崎市歴史的風致維持向上計画」に基づき、地域固有の歴史的風致の維持及び向上を図り、営みと賑わいが共生できるまちづくりを推進する。

【計画期間】令和2年度～令和11年度

2 令和2年度事業内容

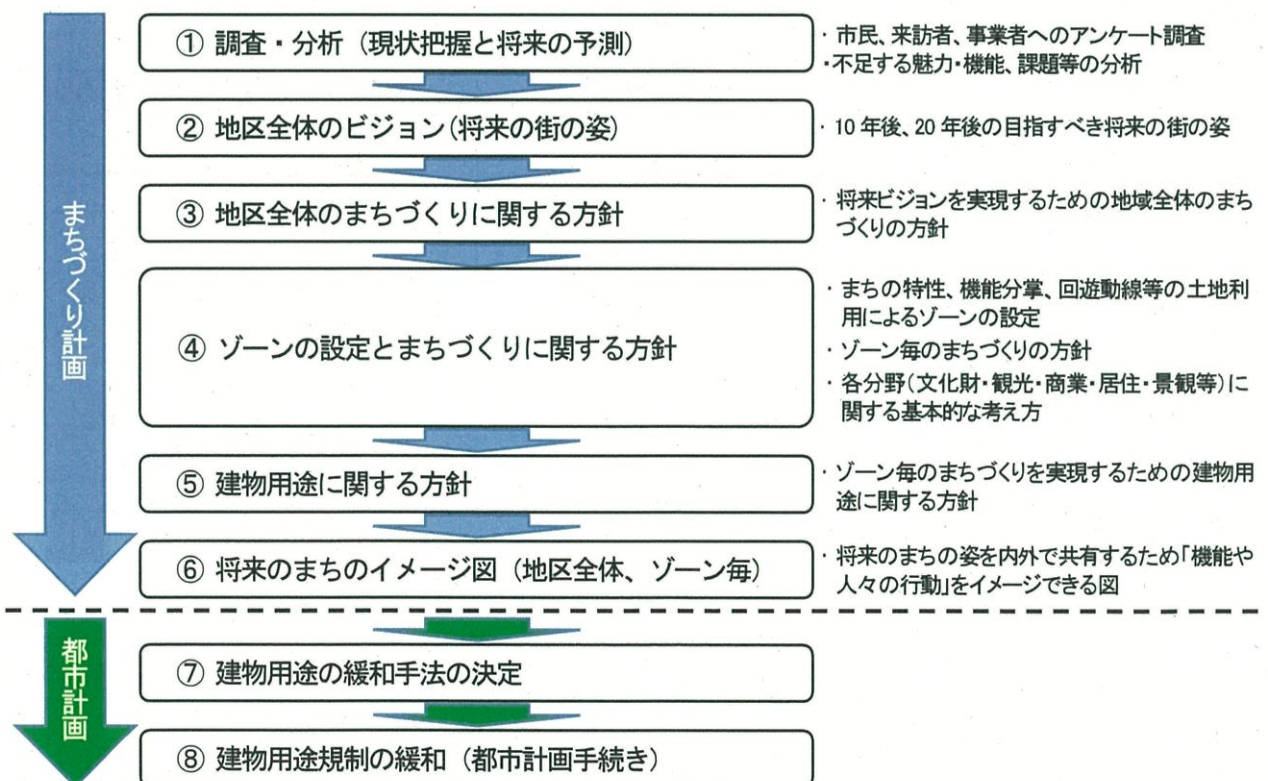
歴史的風致維持向上計画の重点区域である東山手・南山手地区において、地域主体のまちづくり協議会と行政が一体となって、将来のまちの姿やまちづくりの方針等を示した「歴史まちづくり計画（ランドデザイン）」を策定する。

【主な事業】

- ・ 歴史まちづくり計画策定に係る調査分析・策定支援委託 16,000千円
- ・ (仮)東山手・南山手地区歴史まちづくり協議会への助成 500千円
- ・ 長崎市歴史的風致維持向上協議会の運営 206千円

(1) 歴史まちづくり計画策定に係る調査分析・策定支援委託 16,000千円

現状把握（行動、期待、不足機能、事業の課題）のための市民や来訪者、事業者へのアンケート調査、どのような価値を提供できるまち（行きたくなる・住みたくなる魅力、機能、事業展開の条件等）の分析、それらを基にまちのビジョン、まちづくり方針等を取りまとめ、域内外の人達が共有・連携しながらまちづくりを推進するための歴史まちづくり計画を策定する。



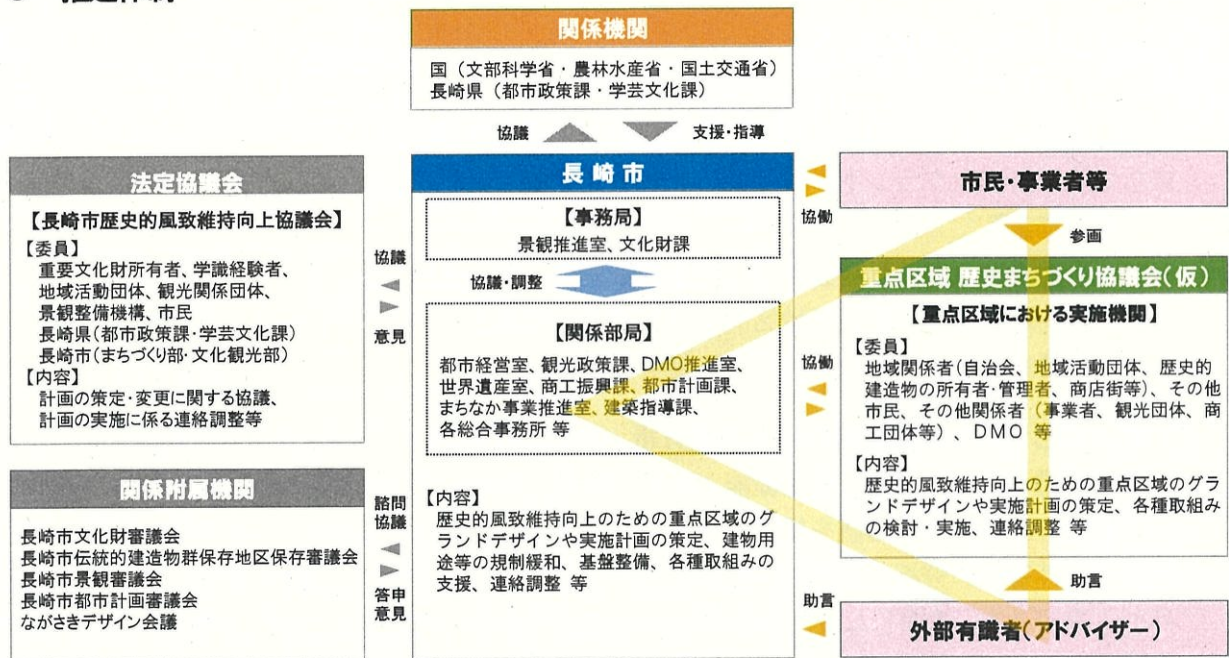
(2) (仮)東山手・南山手地区歴史まちづくり協議会への助成 500千円

地域関係者(自治会、地域団体、建物の所有者・管理者、商店街等)、市民、事業者、DMO等の地域が主体となったまちづくり協議会を設立し、その活動や運営に係る経費の一部を助成する。

(3) 長崎市歴史的風致維持向上協議会の運営(委員報酬等) 206千円

歴史まちづくり法に基づき設置。歴史的風致維持向上計画の変更、計画の実施に係る連絡調整を行うもの。委員は、学識経験者、重要文化財所有者、地域活動団体、観光関係団体、市民、県、市等で構成される。

3 推進体制



4 スケジュール(予定)

項目	令和2年度				令和3年度		令和4年度以降	
	4	7	10	1	4	10	4	10
(仮)東山手・南山手地区歴史まちづくり協議会	→							
調査・分析	→							
歴史まちづくり計画			検討・策定 →					
用途規制の緩和手続き					→			
実施計画(事業の検討)					検討・策定 →		随時見直し →	
事業の実施							→	

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
17,145	—	—	—	—	17,145

長崎市歴史的風致維持向上計画について

I. 歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）

(1) 目的

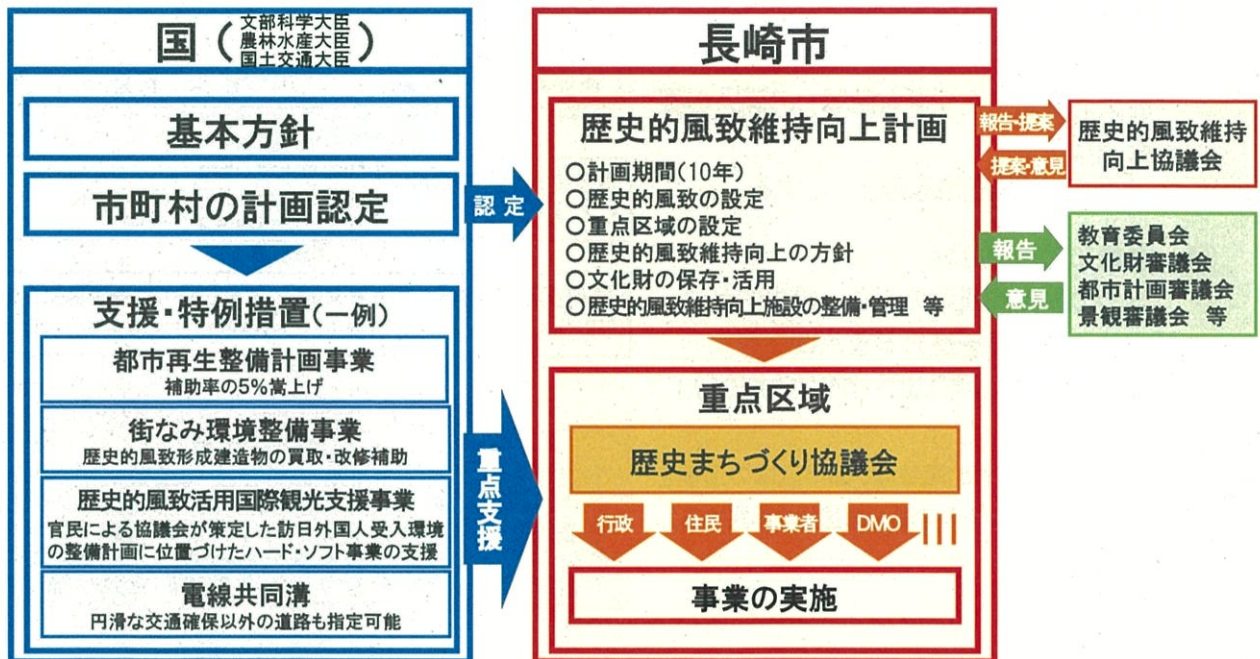
全国にある歴史的町並みやそこで営まれる伝統的な祭り等の活動は、地域固有の風情や情緒を醸し出しているが、維持管理費や担い手不足等により失われつつある。このような良好な市街地環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するために、市町村の取組みを国が支援するもの。

(2) 国の役割

市が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、市が行う重点区域内の事業への重点的な支援（財政支援、法令上の特例措置）など

(3) 市の役割

歴史的風致維持向上計画の策定、国の重点的な支援を受けて重点区域内の事業実施



(4) 歴史的風致・重点区域の要件

ア) 歴史的風致の要件

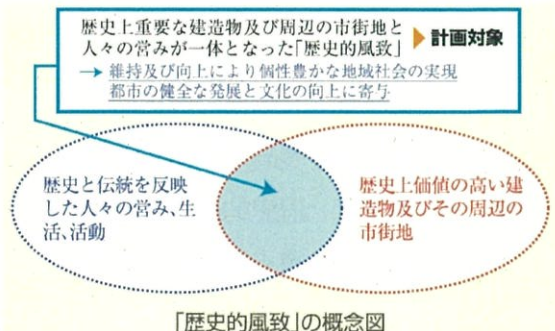
次に掲げる①、②、③の要件に該当する土地の区域

① 地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動

(50年以上)

② ①の活動が行われる歴史的建造物及びその周辺の市街地

③ ①と②が一体となって形成された良好な市街地環境



「歴史的風致」の概念図

イ) 重点区域の要件

歴史的風致のうち、次に掲げる①、②の要件に該当する土地の区域

① イ又はロのいずれかに該当する土地及びその周辺の土地の区域

イ) 国が指定した重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物の土地

ロ) 国が選定した重要伝統的建造物群保存地区内の土地

② 当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域

II. 長崎市 歴史的風致維持向上計画の概要

(1) 位置付け

長崎市では、文化財行政における文化財の長期的かつ計画的に保存・継承・活用のためのマスタープランとなる「長崎市 歴史文化基本構想」を平成 27 年 3 月に策定し、文化財を核として文化的な空間を創出するための保存活用区域を 10 区域設定した。

「長崎市 歴史的風致維持向上計画」は、この基本構想を踏まえながら、文化財行政とまちづくり行政の連携による歴史的風致の維持向上及び歴史的資産を活かしたまちづくり推進のための基本計画となるもの。

(2) 計画期間 令和 2 年度(2020 年度)～令和 11 年度(2029 年度) **10 年間**

(3) 長崎市の歴史的風致

国の重点的支援を得ながら歴史的風致の維持向上に取り組むため、歴史文化保存活用区域のうち、国の支援の対象となる「歴史的風致」と「重点区域」の両方の要件を満たす

「5つの歴史的風致」とする。

(4) 長崎市の重点区域

5つの歴史的風致のうち、優先的かつ重点的に取組みを進める重点区域を「山手区域(東山手・南山手地区)」とする。

※その他の歴史的風致は、山手区域の進捗を踏まえながら重点区域への追加を検討する。



(5) 計画の構成

歴史まちづくり法の運用指針に基づき、以下の構成とする。

序章

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第4章 重点区域の位置及び範囲

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

Ⅲ. 長崎市歴史的風致維持向上計画【概要版】

序章

1 計画策定の背景及び目的

長崎市における歴史的風致の維持・向上の取組みは、これまでも景観行政、文化財保護行政、観光行政のそれぞれで取組みを進めてきました。景観行政においては、平成 23 年(2011)に市全域を計画区域とする「長崎市景観計画」を施行し、特に歴史的な特徴を有し、重点的に景観の保全や誘導を行う「景観形成重点地区」を指定して、個性ある景観の形成を図ってきた。

文化財保護行政においては、平成 27 年(2015)に文化財及びその周辺の市街地環境を一体的に保存・整備し、個性と魅力あるまちづくりを推進するためのマスタープランである「長崎市歴史文化基本構想」を策定した。このように、まちづくり行政、文化財保護行政の両面から、特異かつ重層的な歴史を示す市街地環境の保全と歴史的建造物の保存・活用に取り組んできた。

また、観光行政においても、平成 18 年(2006)の「長崎さるく博' 06」の開催を契機として、市民ガイドとの協働によるまち歩き観光「長崎さるく」を推進し、来街者への歴史文化の魅力発信と理解促進に努めてきた。

一方で、長崎市では、急速な人口減少や少子高齢化が進むことが予測されており、今後、歴史的建造物の維持管理が困難となることや、地域コミュニティの機能低下による祭礼行事や活動の担い手不足など、歴史文化の継承に影響を及ぼすことが危惧されている。

このような状況を踏まえ、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、「歴史まちづくり法」という。)に基づき、まちづくり行政、文化財保護行政、観光行政及び市民が連携、協働して、長崎市固有の「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地環境が一体となって形成してきた良好な市街地環境」(以下、「歴史的風致」という。)を守り育て、次世代へと継承していくことを目的として、「長崎市歴史的風致維持向上計画」を策定する。



長崎くんち



大浦天主堂



春節祭(長崎ランタンフェスティバル)

2 計画期間等

計画名称 長崎市歴史的風致維持向上計画

策定主体 長崎市

計画期間 令和2年度(2020)から令和11年度(2029)まで

3 計画の策定体制及び経緯

本計画の策定にあたっては、平成 27 年度(2015)に「長崎市歴史的風致保存・整備委員会」を設置、平成 30 年度(2018)からは、歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「長崎市歴史的風致維持向上協議会」に移行し、計画内容について協議・検討を行った。

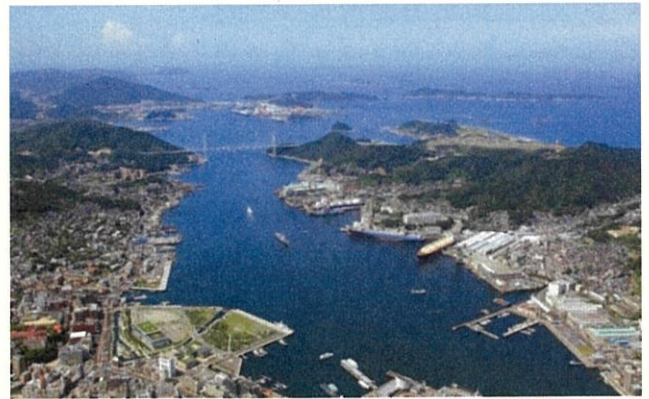
市内での推進体制としては、景観推進室、文化財課を事務局として「長崎市歴史的風致維持向上計画策定に係る市内関係課会議」を設置し、関係する各部局で連携を図りながら検討を重ねるとともに、法を所管する文部科学省、農林水産省、国土交通省からの助言や支援を受けながら策定に取り組んだ。

第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景

1 自然的環境

長崎市は、九州の西端、長崎県の南部に位置し、市域は西彼杵半島南半部と長崎半島及び周辺の島しょ部からなり、市域の大部分が、標高 400～500m の定高性の隆起準平原で、平地は河川沿いに形成された谷底低地であるが、概ね山裾が海に迫る急峻な地形的特徴を有している。

長崎湾は、北東方向に湾入する細長い入江で、湾奥部に開かれた長崎港は天然の良港となっている。こうした地理的・地形的特徴を反映した、水系、地質、気象、植生と植物相を持つ。



天然の良港「長崎港」

2 社会的環境

明治 22 年(1889)、旧幕府直轄地を中心とした区域を市域として市制を敷いた時の面積は約 7km²であったが、その後の 12 次におたる隣接自治体との合併を経て、現在の面積は約 406 km²となっている。

土地利用は、自然的土地利用が市域の約 78%を占め、都市的土地利用は約 22%にとどまっているが、都市計画区域の市街化区域内においては、都市的土地利用が約 81%と高い割合での利用がなされている。平地が極端に乏しいことから、斜面地を含めた高密な土地利用がなされており、これにより独特のすり鉢状の景観を呈している。

人口は、隣接自治体との合併や経済成長とともに増加を続けてきたが、昭和 60 年(1985)の 505,566 人をピークに減少に転じ、平成 27 年(2015)で 429,508 人となっている。今後、急速な人口減少や少子高齢化に伴い生産年齢人口、年少人口の割合の減少も進むことが予測されている。

交通機関は、中心市街地を起点として幹線道路が放射状に延び、中心市街地周辺の公共交通は、路面電車や路線バス網が充実しており、市民や観光客の足となっているが、その他の斜面市街地等においては、公共交通の便が悪い地区も多い。

産業は、県庁所在地として都市機能が集中し、県内総生産額の約 1/3 を占める地域経済の中心地で、水産業、造船業、観光業を柱とするが、産業別就業者数では第3次産業の割合が高い。

3 歴史的環境

長崎市は、その立地環境から、古くから眼前の海洋に資源を求め、また海洋を介して他所と交流を行うことによって人々の暮らしが営まれてきた。資源獲得や交通に有利な海浜部を生活の主たる拠点とし、発展と衰退を繰り返しながら異文化を受け入れ、国際色豊かな独自の歴史文化を築いてきた。

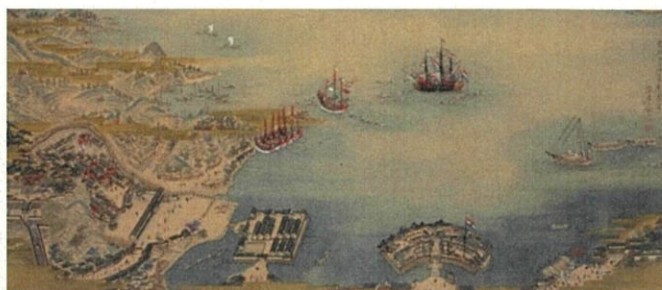
元龜 2 年(1571)のポルトガル船の来航を契機に、海外貿易港として発展し、江戸時代には中国、オランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領地域を中心に独自の文化を形成しつつ、周辺地区をはじめ、国内各地にも影響を与えた。

幕末から明治初期においては、海外の様々な情報や西洋の科学技術等がこの地から発信され、我が国の近代化に大きく貢献した。

近代においては、市域の拡大とともに、大正時代には九州第1位の人口を誇る都市であった。昭和20年(1945)8月9日、原子爆弾により壊滅的な被害を受けたが、その後、市民の努力により奇跡的な復興を遂げ、平和都市として核兵器の廃絶と世界恒久平和を発信し続けている。



南蛮船の入港の様子
(「南蛮人來朝之図」長崎歴史文化博物館収蔵)



唐人屋敷(左)・新地蔵(中)・出島(右)
(円山応挙筆「長崎港之図」長崎歴史文化博物館収蔵)

4 長崎市の文化財

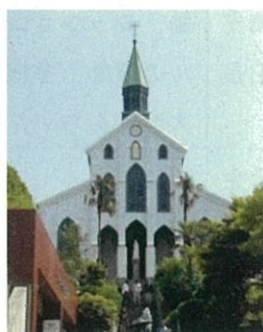
長崎市内には、海外との交流の足跡や、交流のなかで培われた独特の文化、そして特色ある歴史を示す多種多様な文化財が分布しており、国指定等の文化財 54 件、国登録の文化財が 32 件あり、県指定文化財 69 件、市指定文化財 130 件の計 285 件が所在している。市内の文化財には以下の特徴が挙げられ、また、指定等文化財だけでなく多くの歴史文化遺産がある。

- ① 16 世紀末の長崎開港から、ポルトガルとの交流による南蛮文化やキリスト教文化の流入と受容を示すもの。
- ② 江戸時代に中国とオランダに開かれた窓口として様々な海外文化を受け入れ、幕府直轄領を中心に独自の文化を形成していったことを示すものや、各藩領において地域特有の文化が形成されたことを示すもの。
- ③ 西洋の科学技術や情報の窓口として、わが国の近代化に大きく貢献したことを示すものや、幕末の開国後に設置された外国人居留地を中心とした、海外との交流を示すもの。
- ④ 原爆被災の惨状を伝え、平和都市としての国際的な平和発信を示すもの。

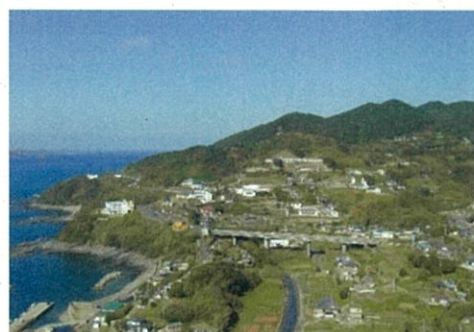
また、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産が多数所在しており、長崎市の特徴的な歴史を物語っている。



重要文化財 旧グラバー住宅



国宝 大浦天主堂



外海の出津集落

第2章 長崎市の維持及び向上すべき歴史的風致

長崎市は、海外交流の中で、独自の歴史文化を育んできた。幕末以降は日本の近代化を支える役割を担い、また被爆都市としての歴史を持ち、数多くの歴史的風致が存在している。

本計画における歴史的風致は、長崎市歴史文化基本構想における歴史文化保存活用区域のうち、歴史まちづくり法の歴史的風致の要件と重点区域の要件の両方の要件を満たす以下の5つとする。



- ①近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
- ②中国文化の伝来にみる歴史的風致
- ③長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
- ④外海の石積文化にみる歴史的風致
- ⑤被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致

歴史文化基本構想		歴史的風致の構成要素		維持及び向上すべき歴史的風致
歴史文化保存活用区域		歴史上価値の高い建造物	歴史や伝統を反映した活動	
中央区域	中央	諏訪神社、八坂神社、眼鏡橋、中島川石橋群、清水寺、	長崎くんち、盆行事	① 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
	出島	皓臺寺、興福寺、聖福寺、出島和蘭商館跡等		
出島・館内・新地・山手区域	館内・新地	興福寺、崇福寺、孔子廟、唐人屋敷跡、福建会館	中国盆、春節・元宵節、龍踊、孔子祭	② 中国文化の伝来にみる歴史的風致
	山手	大浦天主堂、旧グラバー住宅、旧香港上海銀行長崎支店、東山手十二番館、旧長崎英国領事館等	歴史的建造物等の保存活動、ミッション・スクールの活動、多様な信仰、大浦くんち	③ 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
外海・池島区域		旧出津救助院、出津教会堂、大野教会堂、橋口家住宅、大平作業場跡、野道共同墓地	石積文化の継承、ド・ロ神父の顕彰活動	④ 外海の石積文化にみる歴史的風致
浦上区域		長崎原爆遺跡、平和公園	平和祈念式典、たいまつ行列、万灯流し、被爆継承活動	⑤ 被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致

名称	① 近世長崎の町人文化にみる歴史的風致
活動	長崎くんち(1634年～)、盆行事(江戸時代～)
建造物	諏訪神社、八坂神社、眼鏡橋、中島川石橋群、清水寺、皓臺寺、興福寺、聖福寺、出島和蘭商館跡等
重文等	眼鏡橋(国指定の重要文化財)、清水寺(国指定の重要文化財)、聖福寺(国指定の重要文化財)、興福寺(国指定の重要文化財)
街並み	中島川・寺町地区景観形成重点地区、風致地区
範囲の考え方	長崎くんちの出し物を披露する範囲、盆の基参りの範囲、精霊流しの主要な経路を含む範囲



名称	② 中国文化の伝来にみる歴史的風致
活動	中国盆(江戸時代～)、春節・元宵節(江戸時代～)、龍踊(江戸時代～)、孔子祭(明治時代～)
建造物	興福寺、崇福寺、孔子廟、唐人屋敷跡、福建会館
重文等	崇福寺(国宝)、興福寺(国指定の重要文化財)
街並み	館内・新地地区景観形成重点地区
範囲の考え方	春節祭における装飾の範囲及び媽祖行列の経路、中国盆、孔子祭を含む範囲



名称	③ 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致
活動	歴史的建造物の保存活動(1951年頃～)、ミッション・スクールの活動(1879年～)、多様な信仰(1864年～)、大浦くんち(江戸時代～)
建造物	大浦天主堂、旧グラバー住宅、旧香港上海銀行長崎支店、東山手十二番館、旧長崎英国領事館 等
重文等	大浦天主堂(国宝)、旧羅典神学校(国指定の重要文化財)、旧グラバー住宅他2棟(国指定の重要文化財)、旧長崎英国領事館(国指定の重要文化財)、旧香港上海銀行長崎支店(国指定の重要文化財)、旧長崎税関下り松派出所(国指定の重要文化財)、東山手十二番館(国指定の重要文化財)、東山手・南山手重要伝統的建造物群保存地区(国選定)
街並み	東山手・南山手地区景観形成重点地区、東山手・南山手重要伝統的建造物群保存地区(国選定)、風致地区
範囲の考え方	歴史的建造物等の保存活動、ミッション・スクールの活動、多様な信仰の範囲、大浦くんちのお上り・お下りの経路を含む範囲

範囲

旧グラバー住宅

大浦天主堂

活水学院本館

大浦諏訪神社と妙行寺

旧香港上海銀行長崎支店

東山手十二番館

旧長崎英国領事館

旧羅典神学校

南山手伝統的建造物群保存地区

大浦国際墓地

● 歴史的風致の範囲
○ 歴史的建造物(国指定)
● 歴史的建造物(伝建物)
● 歴史的建造物(その他)
■ 歴史的建造物の保存活動の範囲
■ 学校活動の範囲
■ 多様な信仰の範囲
■ 大浦くんちのお上り・お下りの経路

旧香港上海銀行長崎支店

南山手伝統的建造物群保存地区

大浦国際墓地

名称	④ ^{そとめ} 外海の石積文化にみる歴史的風致
活動	石積文化の継承(江戸時代～)、ド・ロ神父の顕彰活動(1965年頃～)
建造物	旧出津救助院、出津教会堂、大野教会堂、橋口家住宅、大平作業場跡、野道共同墓地
重文等	旧出津救助院(国指定の重要文化財)、出津教会堂(国指定の重要文化財)、大野教会堂(国指定の重要文化財)
街並み	^{そとめ} 外海地区景観形成重点地区、国選定重要文化的景観(石積集落景観)
範囲の考え方	石積文化の継承・ ^{かんしょ} 甘藷栽培の範囲(国選定重要文化的景観)、ド・ロ神父の顕彰活動の範囲を含む範囲



名称	⑤ 被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致
活動	平和祈念式典(1948年～)、たいまつ行列(1950年頃～)、万灯流し(1950年頃～)、平和案内人(1968年～)
建造物	長崎原爆遺跡(爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、旧城山国民学校校舎、山王神社二の鳥居、旧長崎医科大学門柱)、平和公園
重文等	長崎原爆遺跡(国指定の史跡) (爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、旧城山国民学校校舎、山王神社二の鳥居、旧長崎医科大学門柱)
街並み	平和公園地区景観形成重点地区
範囲の考え方	平和祈念式典の範囲、たいまつ行列、万灯流し、平和案内人の経路を含む範囲

範囲



第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

指定文化財等の計画的な保存整備の不足、維持管理等に要する所有者負担の増加、技術者・専門家の慢性的な人材不足、保存・活用に繋がる活動の不足、長崎市所有の歴史的建造物の魅力的・効果的な活用の不足等。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する課題

身近な景観資源の減失、建築物等の意匠・形態に関するデザイン指針の整備の不足、修景への支援の不足、景観阻害要因への対策の不足、景観まちづくりに関する市民の参加機会の不足等。

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する課題

人口減少や少子高齢化による継承者の不足、新たな担い手となる移住・定住者の不足、営みや活動への支援の不足、将来の担い手となる子供達への発信の不足、地域活動の担い手の不足等。

(4) 賑わいの創出に関する課題

時代の要求に応じた回遊環境整備の不足、一部の地域における建物用途等の規制による歴史的建造物の魅力的な活用の不足、歴史的風致を生かした魅力的な製品やサービス等の開発や発信の不足等。

2 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

【まちづくりの方針】

歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまち

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

【10年後に目指す姿】

歴史的建造物が適切に評価・保存継承され、まちづくりと一体となった魅力的な活用が図られている。

【取組み方針】

●歴史的建造物の指定・登録の推進

指定文化財等は、引き続き適切な保存・活用を図り、未指定等の歴史的建造物の調査・評価に基づく文化財指定等の検討等に取り組む。

●歴史的建造物の保存整備と技術者育成の推進

保存・活用に関する計画の策定及び計画に基づく保存整備、市民の意識醸成に向けた情報発信、活動の拠点となる施設の整備、歴史や伝統を学ぶことのできる環境の整備等に取り組む。

民間の歴史研究団体との連携、保存修理に関する技術者や専門家の育成等に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力を高めるための官民一体となった活用の推進

歴史的建造物の継続的な磨き上げと新たな資源の掘り起し、魅力的な活用に向けた建物用途等の規制緩和、地域のまちづくりと一体となった歴史的建造物の価値や魅力を高める効果的



旧長崎英国領事館(重要文化財)の改修工事

な活用に向けた官民連携等に取り組む。

●歴史的建造物の価値・魅力の国内外への発信

拠点施設整備等の歴史的建造物の価値や魅力の国内外への発信等に取り組む。

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する方針

【10年後に目指す姿】

地域の歴史や自然、まちなみ等の個性を生かした魅力的なまちになっている。

【取組み方針】

●地域の歴史や個性を生かした良好なまちなみ形成の推進と 魅力の発信

建築物等の意匠・形態等の規制・誘導や緑化の推進を引き続き進めるとともに、景観まちづくりガイドラインの整備、建造物の修景に対する技術的な支援や経費の助成、景観阻害要因への対策、公共空間のデザイン向上、景観(自然やまちなみ、眺望等)の魅力の国内外への発信等に取り組む。



歴史のある通り周辺のブロック塀

●市民のまちづくりへの意識醸成を図り、市民主体のまちづくりの推進

シンポジウムやワークショップ等により、市民のまちづくりへの参加機会を創出し、景観まちづくりに対する市民意識の醸成や市民活動の支援に取り組む。

(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する方針

【10年後に目指す姿】

住みたくなる、住み続けられるまち、営みや活動を次世代に継承できる協働のまちになっている。

【取組み方針】

●安心して住み続けられる住環境整備の推進

都市基盤の整備、生活利便施設の誘導及び住宅建て替え誘導に向けた建物用途等の規制緩和、住宅改修の支援等に取り組む。

●長崎暮らしの魅力発信と移住者のサポートの推進

空き家・空き地の活用の支援、移住・定住を促進するための支援、歴史的風致の魅力や行政サービスの情報発信等に取り組む。



様々な演目が披露される長崎郷土芸能大会

●歴史文化に親しむ・学ぶ機会と環境の充実

未指定等の営みや活動の調査・評価に基づく文化財指定等の検討、営みや活動の価値の顕在化や啓発、国内外への情報発信、官民連携による継承の支援等に取り組む。

●地域と連携した、次世代の担い手の発掘・育成の推進

学校や家庭・地域・企業等の連携による学習機会の創出、学びの場の環境整備、長崎で学ぶことの魅力の発信、地域の歴史文化等の学びを通じたコミュニティ醸成の支援、地域活動のリーダーや担い手の発掘・育成の支援、地域課題の解決に向けた官民連携による支援等に取り組む。

(4) 賑わいの創出に関する方針

【10年後に目指す姿】

長崎独自の歴史的風致が磨かれ、生かされることで、国内外の来訪者で賑わうまちになっている。

【取組み方針】

●歴史的風致を生かした観光メニューの強化と新たなサービスの創造

安全で快適な回遊環境の基盤整備、交流を拡大させる施設の誘導に向けた建物用途等の規制緩和等に取り組む。

DMO との連携による戦略的な観光客の誘致、体験型プログラム等の新たな観光メニュー開発の支援、魅力ある製品・サービス開発の支援、食材・食文化の魅力発信の支援、周辺の商店・商店街における域外からの消費拡大の支援等に取り組む。

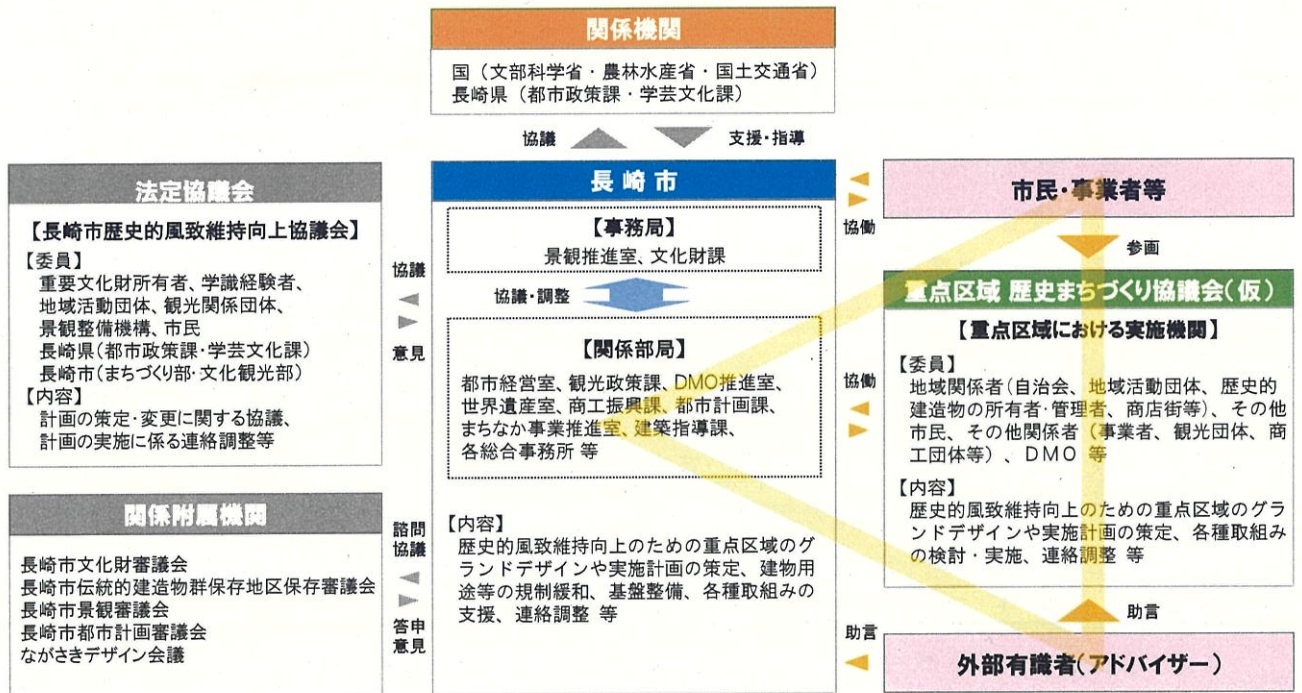


まち歩き観光として定着した長崎さるく

3 計画の実現に向けた推進体制

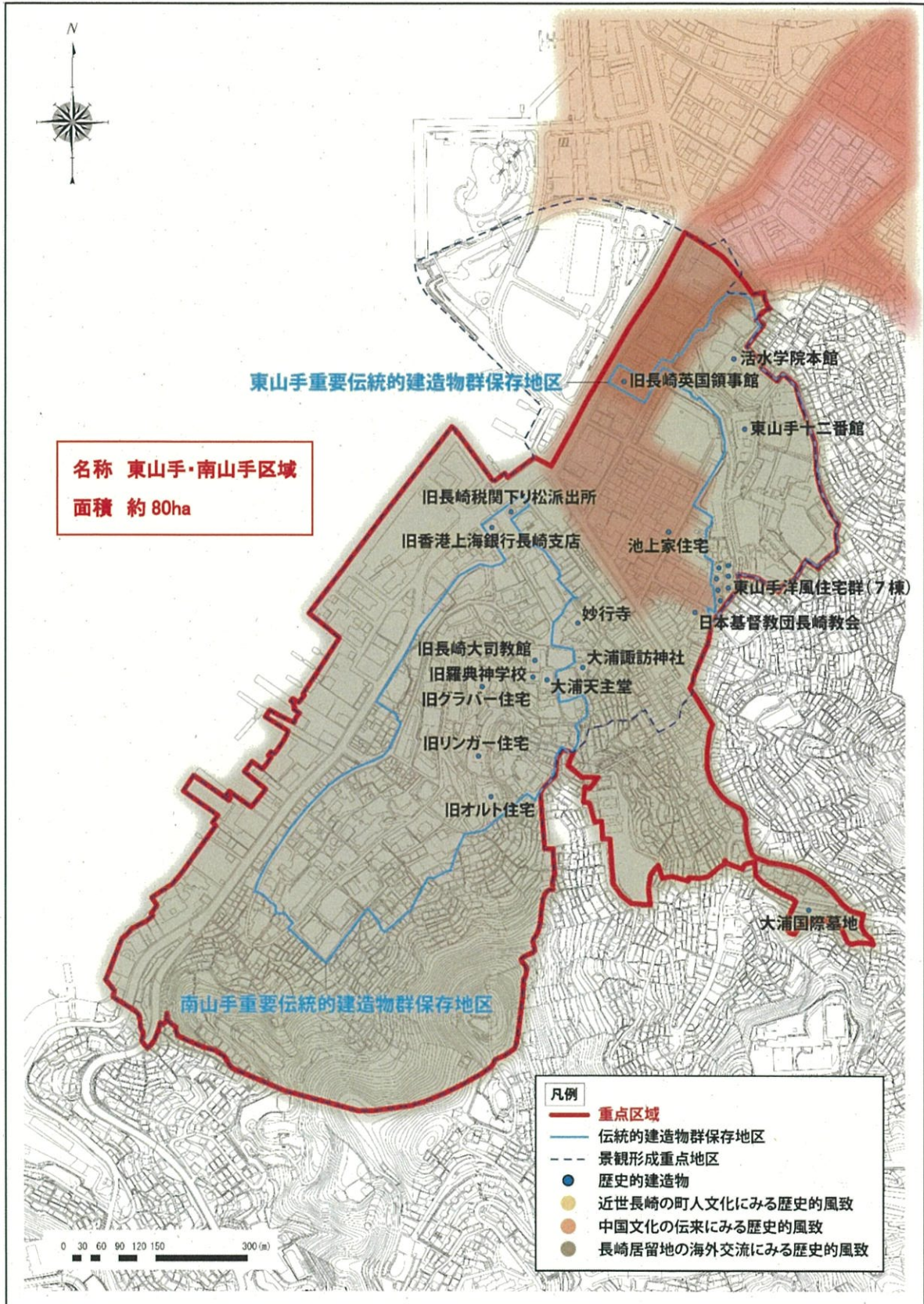
本計画の推進にあたっては、本計画の策定と同様に、長崎市の関係部局が連携しながら、まちづくり部と文化観光部が中心的な役割を担い、市民や事業者との協働により取り組む。歴史まちづくり法第11条に基づく長崎市歴史的風致維持向上協議会において事業計画の進行管理や計画の変更等の協議を行うこととする。

事業の実施にあたっては、国や長崎県の助言・指導のもと、地域住民や事業者、市民団体等で構成する「重点区域歴史まちづくり協議会(仮称)」と長崎市の連携・協働により、地域のランドデザインと具体的な取組みに関する計画を策定し、関係者間で十分に調整を図りながら取組みを進める。



第4章 重点区域の位置及び範囲

本市の5つの歴史的風致のうち、2つの世界文化遺産の構成資産や重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等の価値の高い歴史的建造物が集積し、かつ、歴史的資産を生かしたまちづくりの取組みを速やかに図るべき区域として、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の範囲において、重点区域を設定する。



第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1 長崎市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令、保存活用計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。

(2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理・整備にあたっては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づき、その真正性を担保するとともに、関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会委員等、専門家の指導・助言を踏まえて実施する。また、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

文化財の展示・情報発信施設については、資料の収集・保存や調査研究、展示・解説の充実に努めるとともに、施設相互間の連携を図り、文化財の適切な保存・活用と、その価値や魅力の効果的な発信に取り組む。文化財周辺の便益施設、案内施設については、その所在する状況に応じ、必要な整備を進める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

都市計画法や景観法、長崎市景観条例、長崎市景観計画、長崎市屋外広告物条例等の関係法令に基づき、民間事業者や地域住民との合意形成、市民意識の啓発を図りながら、文化財の周辺環境を保全する。文化財の周辺に所在する景観を損ねる要素については改善や除却を図るとともに、周辺の環境整備を行う場合は文化財との調和に配慮するなど、適切な措置を講じていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

長崎市地域防災計画・長崎市水防計画に基づく総合的な防災対策を推進するとともに、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく措置を講じていく。また、保存活用計画(防火管理計画)に基づく予防措置、設備整備や定期的な消火訓練などの適切な措置を講じ、地震対策についても、耐震診断結果に基づく計画的な耐震補強工事に取り組む。さらに、文化財防火デーや文化財保護強調月間における取組みなど、ハード・ソフトの両面から、関係機関や文化財所有者・管理者、民間事業者、地域住民と連携し、火災や自然災害から文化財を保護していくために必要な防災対策を推進していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財の保存・活用、普及啓発活動を行っている市民団体等との連携を図りながら、市民の誰もが気軽に長崎の歴史を学べる機会の創出に努め、学校教育や生涯学習等の様々な場面において文化財を活用し、市民と文化財との接点を増やす取組みを行うことで、文化財の保存及び活用への関心の裾野を広げる。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発行為等が行われる際は、関係部局や長崎県との連携のもと、事前に開発者等と協議をしたうえで、必要に応じて発掘調査を実施するなど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。

(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針

長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、附属機関として、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。

文化観光部内には、文化財の保存・活用に関する事務のうち出島和蘭商館跡の復元整備に関する事務を所管する出島復元整備室、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所、2つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室があり、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課がある。今後も、市内の関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用には、行政だけでなく、文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するなど、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。

2 重点区域に関する事項

重点区域は、長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。区域内には、2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、国宝1件(大浦天主堂)をはじめ、旧グラバー住宅など国の重要文化財8件、県指定有形文化財1件、市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物 53 件が所在しており、また、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。

さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。

重点区域においては、文化財の保存・活用に関する長崎市全体の方針に則り、次の項目について、第6章で示す具体的な事業計画及び第7章で示す歴史的風致形成建造物の指定指針に基づく取組みを進め、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」の維持及び向上を図っていく。

- (1) 文化財の保存・活用
- (2) 文化財の修理(整備)
- (3) 文化財の保存・活用を行うための施設
- (4) 文化財の周辺環境の保全
- (5) 文化財の防災
- (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発
- (7) 埋蔵文化財の取扱い
- (8) 各種団体の今後の体制整備

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

重点区域内において、「第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針」に基づき、本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層磨きをかけていくため、歴史的風致維持向上施設(地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業に取り組んでいく。事業については随時追加する予定である。

長崎市の歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業は、目的・内容別に4つに分類した。

● 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業	長崎市	平成26年度～令和7年度	長崎市大浦町1番37号	国指定の重要文化財旧長崎英国領事館の本格的な保存修理
重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業	長崎市	平成30年度～令和2年度	長崎市南山手町2番地	国指定の重要文化財旧グラバー住宅の保存修理
伝統的建造物等(民間所有)の保存整備補助事業	長崎市	平成26年度～令和11年度	東山手・南山手伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物(活水学院本館等)の保存修理・耐震化
グラバー園歴史的建造物耐震対策事業	長崎市	平成25年度～令和4年度	長崎市南山手町8番1号	グラバー園内の伝統的建造物(重要文化財を除く)の耐震化を順次実施
景観形成助成金	長崎市	平成2年度～令和11年度	市内全域	景観重要建造物の修繕等に要する経費の一部を助成

● 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
花のあるまちづくり事業	長崎市	平成25年度～令和11年度	東山手・南山手エリア	洋館施設内の庭園や通り沿いの公共空間に植栽したバラの適切な育成
グラバー園施設整備事業	長崎市	平成25年度～令和11年度	長崎市南山手町8番1号	グラバー園内の建物、エスカレーター等の整備
老朽危険空き家対策事業	長崎市	平成18年度～令和11年度	既成市街地内	老朽危険空き家のうち、所有者から本市に寄附された建物(土地含む)を除却し、ポケットパーク等に活用
老朽危険空き家除却費補助事業	長崎市	平成23年度～令和11年度	市内全域	老朽化危険空き家の除却に要する経費の一部を補助
夜間景観整備事業	長崎市	令和2年度～令和7年度	環長崎港地域	環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備

● 歴史的な営みや活動の継承に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
出前講座	長崎市	平成30年度～令和4年度	市内全域	市政への理解を深めてもらうため、職員が出向いて、市の事業や制度等の講義を開催
ながさき歴史の学校事業	長崎市	平成30年度～令和11年度	市内全域	さまざまな長崎市内の歴史を題材にした講座を開催

● 賑わいの創出に関する事業

事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
まちなか賑わいづくり活動支援事業	長崎市	平成24年度～令和4年度	まちなかエリア	地域の魅力を高め、発信し、賑わいを高めるための市民や地域団体等の活動に対して活動費用を助成

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

本計画では、重点区域内に所在する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められるものについて、認定計画の計画期間内において、歴史まちづくり法の規定に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定し、歴史的建造物の保護を推進する。

【指定対象の要件】

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- ②長崎県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- ③長崎市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- ④景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

【指定基準】

- ①建造物の形態、意匠または、技術上の創意工夫が優れているもの
- ②歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が地域の景観上の特色を有するもの

●指定候補一覧

No.	名称	写真	所有者 (管理者)	所在地	築年	備考
1	池上家住宅		個人	大浦町	明治 15 年(1882) ～明治 31 年 (1898)の間	登録有形文化財 景観重要建造物
2	日本基督教団 長崎教会		日本基督教団	大浦町	大正 14 年(1925)	景観重要建造物
3	大浦国際墓地		長崎市	川上町	文久元年(1861)	
4	大浦諏訪神社		大浦諏訪 神社	相生町	明治 40 年(1907)	
5	妙行寺		妙行寺	相生町	明治時代	